

III 広がる生活の質(QOL)確保対策

1 災害医療の強化

(1) 災害医療体制の構築

災害関連死を始めとする被災後の防ぎ得た死をなくすため災害時から平時へとつなぎ目のないシームレスな災害医療提供体制を構築するため、各医療圏域ごとの災害時ににおける応援・受援体制を確立し、連携強化を図っていきます。

【取り組み】

①戦略的災害医療プロジェクトの推進(再掲)

災害関連死をはじめとする、被災後の「防ぎ得た死」を無くすため、災害時から平時とを、つなぎ目のないシームレスな災害医療提供体制を構築する。

②市町村における医療救護体制の充実促進(再掲)

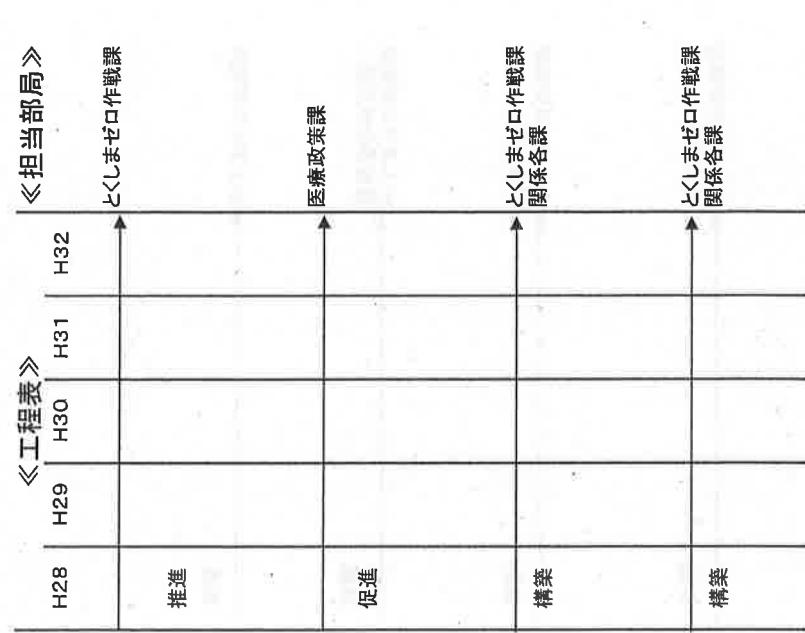
市町村において、消防や地元医師会との連携を強化するなど、医療救護体制の充実を促進する。

③災害拠点病院を中心とした応援・受援体制の構築

南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害を想定し、災害拠点病院を中心に医療圏域ごとの体制強化や応援・受援体制を構築する。

④南部II圏域における災害医療受援体制の構築

県下で最も甚大な津波被害が想定され、長期の孤立が懸念される「南部II圏域」において、医療関係機関が連携した「災害医療受援体制」を構築する。



⑤西部圏域における災害医療・後方支援体制の構築

甚大な津波被害が想定される沿岸地域のバックアップ体制として、「西部圏域」など内陸地域において、医療関係機関が連携した「災害医療後方支援体制」を構築する。

⑥東部・南部1圏域における災害医療体制の構築

県下で最も多くの人口と医療施設を抱え、津波浸水被害を受けると想定される「東部圏域」、「南部1圏域」において、他圏域との連携も見据え、圏域内の医療関係機関が連携した「災害医療体制」を構築する。

⑦急性期における医薬品供給体制の構築

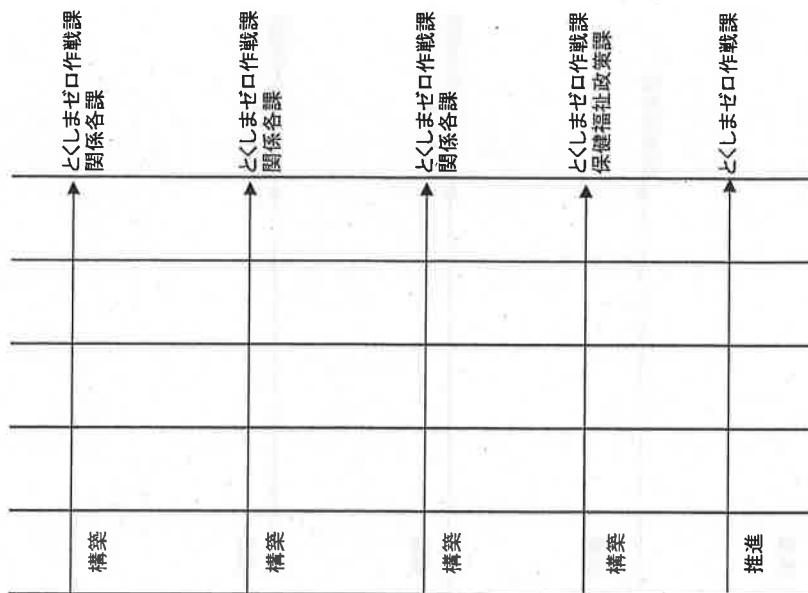
発災後の急性期における医療救援活動に必要な医薬品の確保、また、その迅速な供給に係るシステムを構築する。

⑧災害時情報共有システムを活用した災害時要援護者ネットワークの構築

保健福祉部の災害時コードイネーターを始め専門チームの避難所評価及び活動の情報を災害時情報共有システムで活用、共有しクラスター・アプローチに基づく連携体制を構築する。

⑨スマート・スタンダードに基づく避難所の環境整備

避難所の国際基準であるスマート・スタンダードを満たす避難所の環境整備を推進するよう、各関係機関に働きかけを行う。



(2) 災害医療を担う人材育成の強化

災害時に的確な医療が提供できるよう災害医療派遣チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制強化と、災害時コーディネーターの育成、強化を図ります。また看護協会、栄養士協会、リハビリテーション関係団体との連携体制を整備します。

【取り組み】

①医療・保健・福祉等の分野の「災害時コーディネーター」の配置(再掲)

医療・保健・福祉等の支援活動を迅速かつ効率的に実施するため、被災状況を的確に把握し、人材や資材の適正配置を行う「災害時コーディネーター」の配置を推進する。

②災害派遣医療チームの人材の養成(再掲)

国の災害派遣医療チーム(DMAT)研修の受講を促進し、チームの増加を図るとともに、徳島県DMAの活動訓練を実施する。

③「災害派遣精神医療チーム(DPAT)先遣隊を整備するとともに、県内精神科病院等による災害派遣精神医療チーム(DPAT)の養成する。

④看護師関係団体との連携体制の構築

徳島県看護協会と連携し、災害時の災害支援ナースの受入、活動の調整、情報共有が円滑に行えるよう、連携体制を整備する。
→ 業務課
→ 長寿いきかい課
→ 医療政策課
→ 保健福祉政策課

⑤栄養士関係団体との連携体制の構築

徳島県栄養士会と連携し、災害時のJDA-DATの受入、活動の調整、情報共有が円滑に行えるよう、連携体制を整備する。
→ 健康増進課
→ どくしまゼロ作戦課
→ 医療政策課

【取り組み】		«工程表»			«担当部局»	
		H28	H29	H30	H31	H32
①医療・保健・福祉等の分野の「災害時コーディネーター」の配置(再掲)	医療・保健・福祉等の支援活動を迅速かつ効率的に実施するため、被災状況を的確に把握し、人材や資材の適正配置を行う「災害時コーディネーター」の配置を推進する。	養成				→ 業務課 → 長寿いきかい課 → 医療政策課 → 保健福祉政策課
②災害派遣医療チームの人材の養成(再掲)	国の災害派遣医療チーム(DMAT)研修の受講を促進し、チームの増加を図るとともに、徳島県DMAの活動訓練を実施する。				→ 医療政策課	
③「災害派遣精神医療チーム(DPAT)先遣隊を整備するとともに、県内精神科病院等による災害派遣精神医療チーム(DPAT)の養成する。					→ 健康増進課	
④看護師関係団体との連携体制の構築	徳島県看護協会と連携し、災害時の災害支援ナースの受入、活動の調整、情報共有が円滑に行えるよう、連携体制を整備する。	構築			→ どくしまゼロ作戦課 → 医療政策課	
⑤栄養士関係団体との連携体制の構築	徳島県栄養士会と連携し、災害時のJDA-DATの受入、活動の調整、情報共有が円滑に行えるよう、連携体制を整備する。	構築			→ 健康増進課	

⑥リハビリテーション関係団体との連携体制の構築

リハビリテーション関係団体と連携し、災害時のJRATの受入、活動の調整、情報共有が円滑に行えるよう、連携体制を整備する。

構築
医療取扱課
とくしまゼロ作戦課

(3) 災害対応力の強化

1 災害医療の体制の強化

大規模地震発生時の大きな混亂の中で災害医療を提供するためには各関係機関の連携、物資の供給、訓練された人材などが必要不可欠です。このため訓練による練度の向上、連携強化やマニュアルの作成等を行い、災害時の対応能力の向上に努めます。

【取り組み】

- ①医療活動マニュアルによる図上訓練の実施（再掲）
医療救護マニュアルにより、県、市町村のほか、災害拠点病院や徳島DMA
した図上訓練を実施する。
 - ②南海トラフ巨大地震に備えた「災害時医療活動マニュアル」の改定（再掲）
東日本大震災の課題を踏まえ、南海トラフ巨大地震に備えた「災害時医療機
県内全域における災害医療対応の体制づくりを推進する。
 - ③徳島県災害時情報共有システムを用いた医療機関相互の支援体制の充
「徳島県災害時情報共有システム」及び国の「広域災害救急医療情報システム」
訓練を通じ、災害時の円滑な相互支援体制の充実を図る。
く徳島県災害時情報共有システム加入医療機関数 H27末：240医療機関
 - ④医療支援組織との連携強化
災害医療体制のさらなる強化に向け、国際医療援助団体(AMDA)や自衛隊
で活動する医療支援組織との連携強化に取り組む。
 - ⑤防災関係機関・団体との連携体制づくり
災害時に傷病者が迅速で適切な救助や治療が受けられるよう、医療関係機
察、消防など防災機関や、関係団体と連携した体制づくりに取り組む。

《工程表》					《担当部局》
H28	H29	H30	H31	H32	
実施					医療政策課
改定					医療政策課
充実 医療機 関	240	240	1100 医療機 関	1100 医療機 関	1,100 医療機 関
連携 強化					ヒくしまゼロ作戦課 医療政策課
推進					ヒくしまゼロ作戦課 関係各課

⑥災害医療ロジステイクス機能の強化

医療や防災関係機関の連携による災害医療活動が円滑に展開できるよう、災害医療のサポート機能や、活動に必要な物資の供給(ロジステイクス)などの機能の強化を図る。

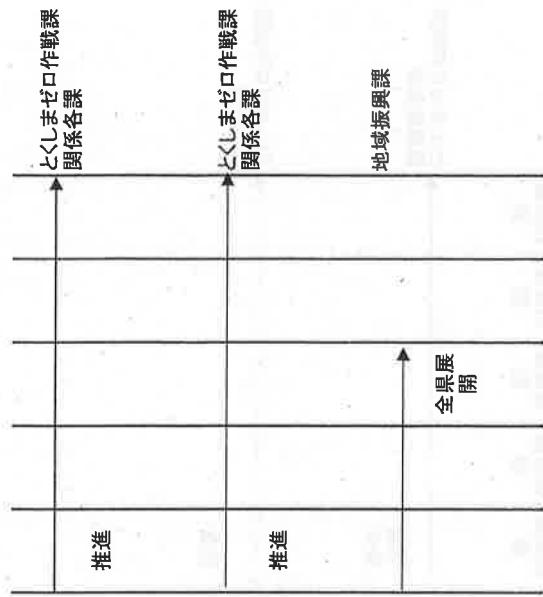
⑦行政分野等の指揮機能の強化

大規模災害の発災後、医療活動や応急活動、復旧・復興対策などが迅速かつ的確に展開できるよう、行政分野等の指揮（コマンダー）機能・後方支援（ロジステイクス）機能の強化を図る。

⑧マイナンバーの災害時における利活用

災害発生時に被災者に適切な治療や医薬品の提供を行ったり、マイナンバーの独自利用により、被災者のマイナンバーと医療情報を連携させる市町村の体制づくりを支援する。

H25→H30全県展開>



2 生活の質(QOL)を重視した被災者支援対策

(1) 避難所運営体制等の整備

災害が発生した場合には、高齢者、障害者、乳幼児などの災害時要援護者に対する配慮や支援が必要です。このため、平常時から災害時要援護者に関する防災知識の普及啓発を図り、地域住民等の協力を得ながら、地域ぐるみで災害時要援護者を支援する取り組みを推進するとともに、社会福祉施設における防災訓練の実施等防災対策を充実します。また、観光客等、一時的に帰宅困難となる者についても、観光関係団体等と連携し、支援体制づくりを進めます。

【取り組み】

【取り組み】	«工程表»				«担当部局»
	H28	H29	H30	H31	
①避難所運営体制づくりの促進				促進	保健福祉政策課
「避難所運営マニュアル作成指針」の周知等に努め、市町村において、円滑な避難所の運営を行える体制づくりを促進する。					動物愛護管理センター
②「災害救助犬」「セラピードッグ」の育成					医療政策課
大規模災害発生に備えて、動物愛護管理センターに収容される犬の中から、人命救助や行方不明者の捜索活動などをを行う「災害救助犬」や、避難所や病院等を訪問し心のケアを行う「セラピードッグ」を育成する。	育成 20頭 (新規)	30頭 (新規)	30頭 (新規)		
③徳島県災害時情報共有システムを用いた医療機関相互の支援体制の充実(再掲)					
「徳島県災害時情報共有システム」及び国の「広域災害救急医療情報システム(EMIS)」の情報入力訓練を通じ、災害時の円滑な相互支援体制の充実を図る。	充実	240 医療機 関	1100 医療機 関	1100 医療機 関	1,100 医療機 関
徳島県災害時情報共有システム加入医療機関数 H27末：240医療機関 → H32：1,100医療機関					

④地域SNSの登録促進

「地域SNS」等により被災状況や避難所ににおける被災者ニーズを把握・共有するなど、医療関係者や災害対応に携わる関係者のための支援基盤構築に向けた「戦略的災害医療“G空間”プロジェクト」を推進する。

<地域SNS登録数 300グループ(H30)>

⑤福祉避難所指定の促進

市町村における福祉避難所の指定を働きかけるとともに、福祉避難所の適切な運営が行えるよう各種情報の周知を図る。

<平成32年度までに182箇所指定>

⑥女性の視点に配慮した避難所運営の検討

市町村への周知及び市町村版避難所運営マニュアル作成の支援を行う。

⑦被災児童保育ボランティアの養成

災害時に、避難所等において適切な保育が実施できるよう、子育て支援者を対象とした研修会を開催し、保育ボランティアを養成する。

<40人養成／年>

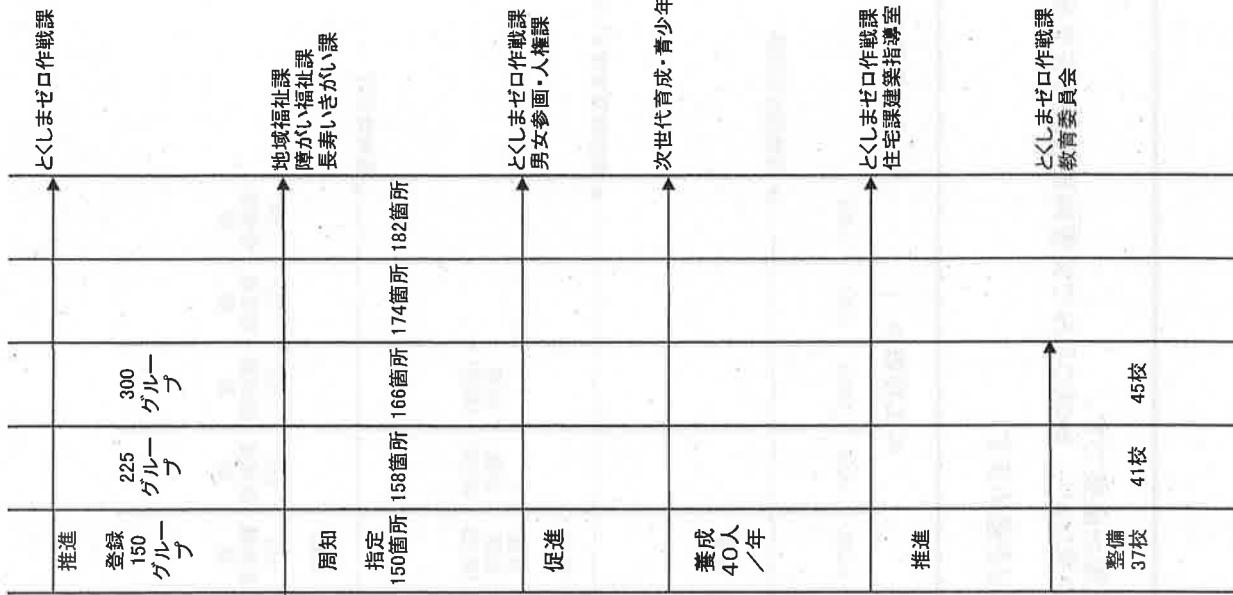
⑧避難所の危険度判定体制の整備促進

発災後、市町村において、地域の建築士等と連携し、避難所が避難所として活用できるかどうかの危険度判定を迅速に実施できる体制づくりを促進する。

⑨「拠点避難所」となる県立学校の機能強化

一定の地域をカバー(支援)する「拠点避難所」の指定を推進するとともに、「拠点避難所」となる県立学校等の整備を推進する。

<H27:36校→30年度までに県立学校45校(全校)の整備>



⑩避難所の機能強化の促進

南海トラフ巨大地震発災時におけるライフラインの途絶を考慮し、市町村が運営する避難所における水、電気、通信等のライフライン機能の強化を促進する。

⑪避難所等の通信機能強化の推進

避難住民等に対する情報伝達手段の確保を図るため、「避難所」や「公園」及び防災拠点となる「斤舎」などにおいて、公衆無線LANのアクセスポイント等を整備する。

⑫避難所となる県立学校における避難所設置に関する計画の検討

避難所となる県立学校において、避難所運営を行う市町等と避難所の設置に関する計画策定を促進する。

⑬災害時・避難所における感染予防対策の支援(再掲)

災害発生時の避難所において感染予防対策を支援する「とくしま災害感染症専門チーム」メンバーの研修・訓練を定期的に行い、体制の充実強化を図る。

<メンバーの研修・訓練等 1回以上／年>

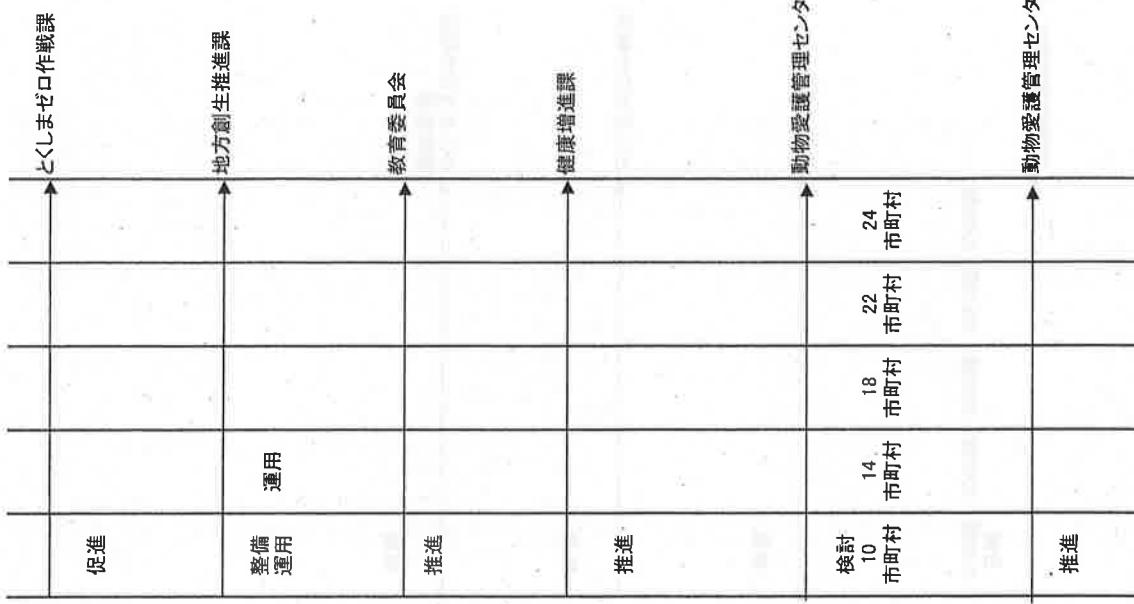
⑭避難所におけるペット動物の取扱いの検討

避難所におけるペット動物の取扱いについて、避難所運営を行う市町村等と検討を進める。

<市町村地域防災計画への「動物救済対策」の記載 H27:8市町 → H32:24市町村>

⑮被災を受けた動物救済策の充実(被災動物等の救護体制整備の推進)

動物愛護団体等関係機関と連携を図り、災害時ににおけるペット等動物の救護体制を整備する。



⑯被災を受けた動物救済策の充実(動物愛護管理センターを活用した動物救済策の充実)を図る。

①被災を受けた動物救済策の充実(マイクロチップ装着による登録の普及推進)

災害時に飼い主とペット動物を特定する手段として、マイクロチップ装着による登録を関係機関と連携して、普及推進する。

<マイクロチップ装着登録頭数 H27:3,768頭 → H32:6,500頭>

②災害時栄養・食生活支援対策の推進

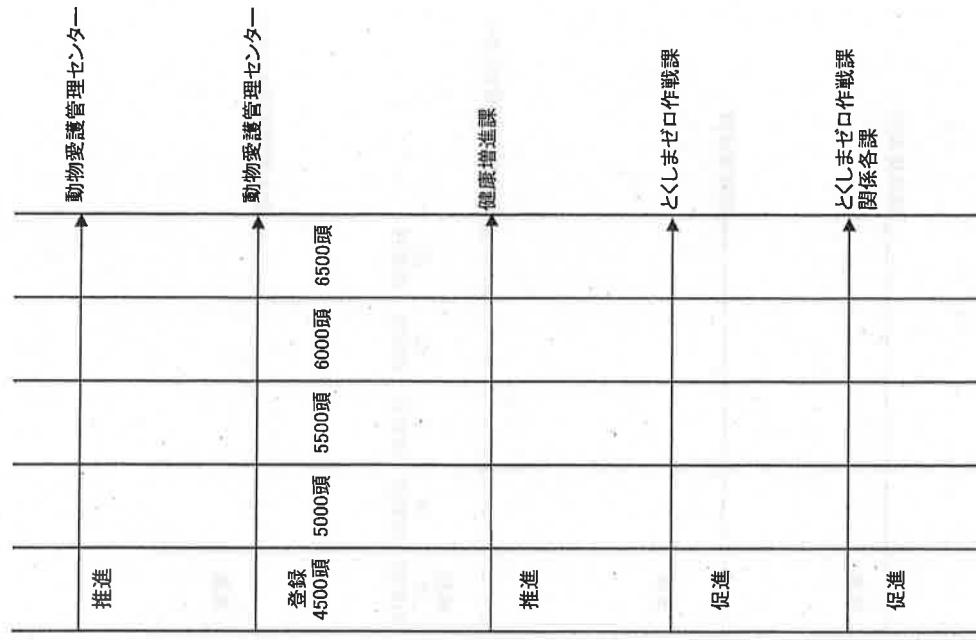
「徳島県災害時栄養・食生活支援マニュアル」を活用し、避難者が健康状態を維持するために必要な栄養を確保できる、「とくしま災害栄養チーム」の充実・強化を図るとともに、関係機関と連携した体制づくりを推進する。

③避難所における「ほしい物リスト」の運用促進

アマゾンの「ほしい物リスト」を活用し、インターネット上で避難所が個別に希望する「必要な物資」を、全国の支援者に支援物資として購入して貰うことによって、公的な支援物資では補うことが難しいニーズに応える。

④市町村の広域的な支援体制構築の促進

大規模災害の発生による避難者の受入、備蓄、仮設住宅の用地の確保など、市町村をまたがる広域的な支援体制の構築を促進する。



(2)生活必需品等救援物資の確保・輸送体制の確立

大規模な地震が発生した場合、流通経路の混乱等により、飲料水・食糧・生活必需品等の確保が困難となることが予想されます。このため、家庭や地域における備蓄を促進するとともに、各市町村における備蓄や、事業者等との物資供給協定による食糧等の確保対策を進めます。また、救援物資等を迅速かつ円滑に被災者に届けることができるよう、輸送体制の確立を図ります。

【取り組み】

①家庭や地域における備蓄の啓発・促進

各家庭における3日分程度の生活必需品の備蓄や、地域における毛布・食糧等の備蓄の必要性を啓発・促進する。

②津波一時避難場所等における物資備蓄の促進

市町村が地域住民と協働して取り組む、津波からの一時避難の際に必要となる毛布や食糧等の備蓄を促進する。

③食糧・生活必需品の確保の為の協定締結の推進

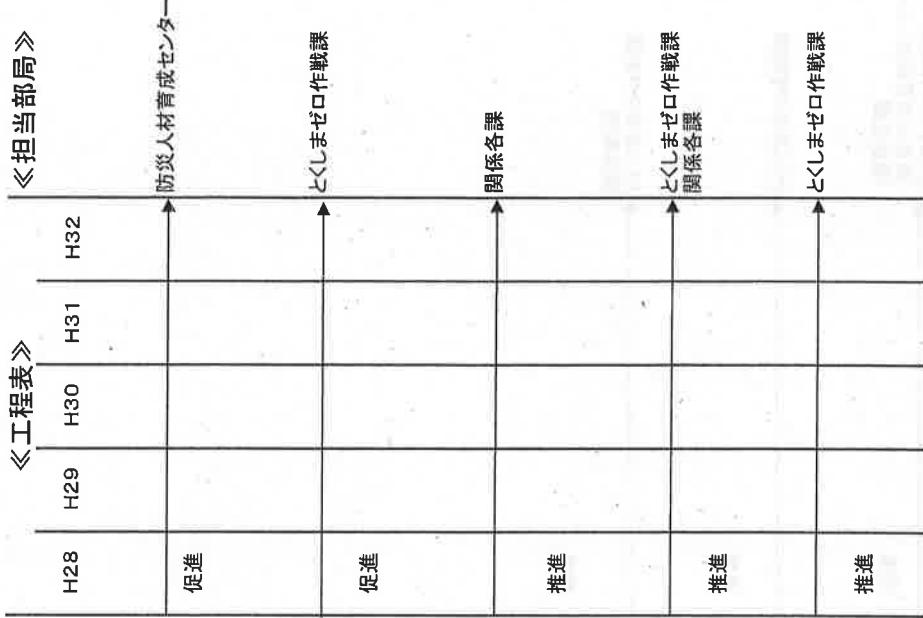
食糧・生活必需品を確保するため、関係事業者・団体と生活必需品等の調達に関する協定の締結を推進する。

④救援物資等の備蓄・輸送体制の確立

県、市町村、県トラック協会、物流専門家等が連携し、災害時ににおける「物資の輸送体制」を確立する。

⑤現物備蓄(ランニングストック)の確保

県と市町村において定めた備蓄方針に基づき、県の役割分の現物備蓄(ランニングストック)を確保する。



⑥再利用水(中間水)の活用の促進

災害に備え、再利用水(雨水等、中間水)の活用方法について、事例等を周知し、活用を促進する。

⑦市町村の地域内輸送拠点の整備・機能強化の促進

市町村の地域内輸送拠点の整備・機能強化を支援する体制を構築する。

⑧蓄積台帳(システム)の整備

県及び市町村は、保管している物資について、品目、数量、保管場所、荷姿、重量等を記載した台帳を作成し、県・市町村間で情報共有する。



(3) ライフライン対策の推進

電機・ガス・水道等のライフラインの早期復旧に取りかかれるよう、各ライフライン事業者と連携を強化し、施設の耐震対策や復旧用資機材の整備を促進します。

【取り組み】

①ライフライン事業者との連携の促進

ライフライン事業者・関係機関との連絡会議を設置し、平常時から情報交換を行い、災害対策を促進する。

②重要な下水管渠の地震対策の実施

地震による公共下水施設への被害を防止・軽減するため、重要な下水管渠の耐震化を進めます。

<下水管渠の耐震化実施率 H27:64% → H32:74%>

③集落排水施設の機能強化

老朽化した集落排水施設への地震による被害を防止・軽減するため、施設の機能強化を進めます。

<機能強化を実施した農業集落排水の機能強化対策地区数 H27:10地区 → H32:15地区>

④ライフライン事業者との実践的な訓練の実施

ライフライン事業者と南海トラフ巨大地震等大規模災害を想定した実践的な訓練を実施し、地域防災計画の実効性を検証する。

【取り組み】	「工程表」				危機管理政策課
	H28	H29	H30	H31	
①ライフライン事業者との連携の促進	促進				
②重要な下水管渠の地震対策の実施					水・環境課
③集落排水施設の機能強化	整備 66%	68%	70%	72%	74%
④ライフライン事業者との実践的な訓練の実施	整備 11地区	12地区	13地区	14地区	15地区
					とくしまゼロ作戦課
					実施

⑤LPガス放出防止装置の設置の促進

LPガスボンベ転倒時の二次災害防止のため、LPガス放出防止装置の普及啓発を行い設置を促進する。

<H22:56.2% → 29年度までに沿岸市町における普及率100%>

⑥水道事業体における「地震・防災対策」への支援の実施

「耐震化」・「応急対策行動計画」の推進に向けた講習会や給水訓練を開催し、水道事業体への支援を図る。

⑦水道施設耐震化の促進

災害時に重要な拠点となる病院や避難拠点など、給水優先度が高い施設への整備を優先的に進め る。

<H25:26% → 32年度までに重要給水施設管路の耐震化率35%>

⑧水道応急対策の促進(水道応急対策に係る災害援助協定締結の促進)

協定に基づき、相互連携の体制強化を図る。

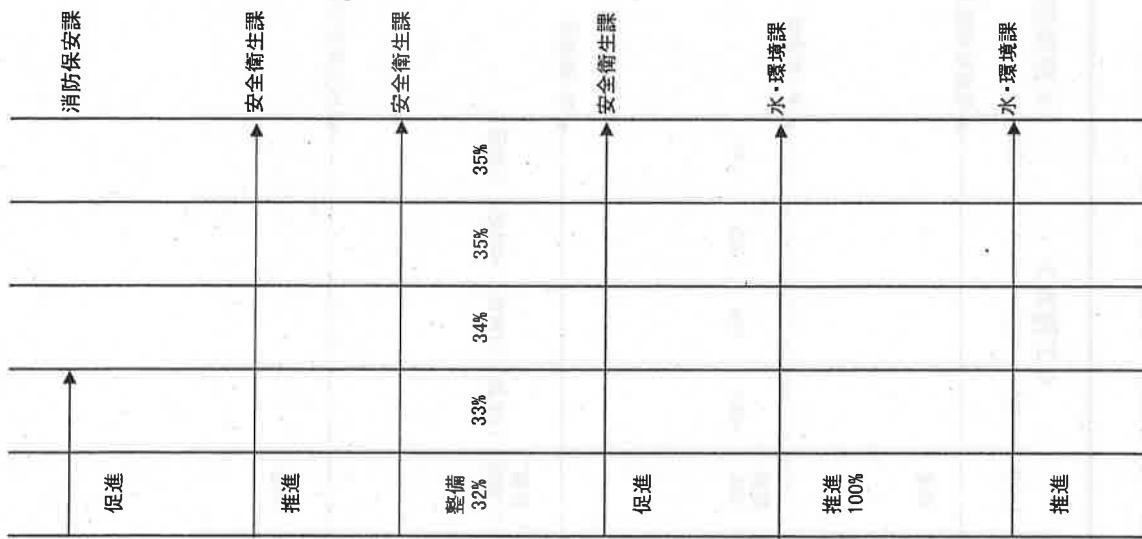
⑨市町における「下水道業務継続計画(BCP)」の策定の促進

市町における下水道BCPの計画策定を促進するとともに、下水道BCPのPDCAサイクルによる継続的な運用・改訂を実施する。

<27年度までに14自治体で策定(全自治体)→下水道BCPの策定率 H28:100%>

⑩旧吉野川流域下水道における防災・減災対策の推進

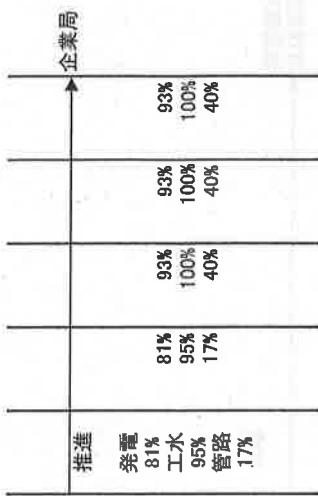
旧吉野川流域下水道において、下水道BCPの継続的な運用・改訂や津波対策など、ハード・ソフト両面の防災・減災対策を推進する。



①企業局関係施設の耐震化の推進

大規模地震等の災害時においても、水力発電及び工業用水の安定供給を確保するため、施設等の地震対策及び老朽化対策を計画的に推進する。

<発電施設の耐震化率 H27:74% → H32:93%>
<工業用水道施設(管路を除く)の耐震化率 H27:95% → H30:100%>
<優先度ランクが高い工業用水道管路(延長8.4km)の整備率 H27:17% → H32:40%>



(4) 生活環境対策の促進

2 生活の質(QOL)を重視した被災者支援対策

大規模な地震が発生した場合、膨大ながれき類の発生と、し尿、ごみの急増などが予想されるため、市町村の震災時のごみ処理計画の策定支援や、広域処理のあり方にについて検討します。また、生活環境の悪化が、感染症等のまん延をもたらすことも予想され、これを防ぐため、衛生・防疫対策を進めます。さらに、最悪のケースを想定して、遺体の収容、検視、火葬のための手続きなどの手続を想定して、対策を進めます。

【取り組み】

①「市町村災害廃棄物処理計画」の策定

大規模災害に対応した市町村災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の適正処理を促進する。

＜平成28年度までに全市町村で策定＞

②県災害廃棄物処理計画の推進

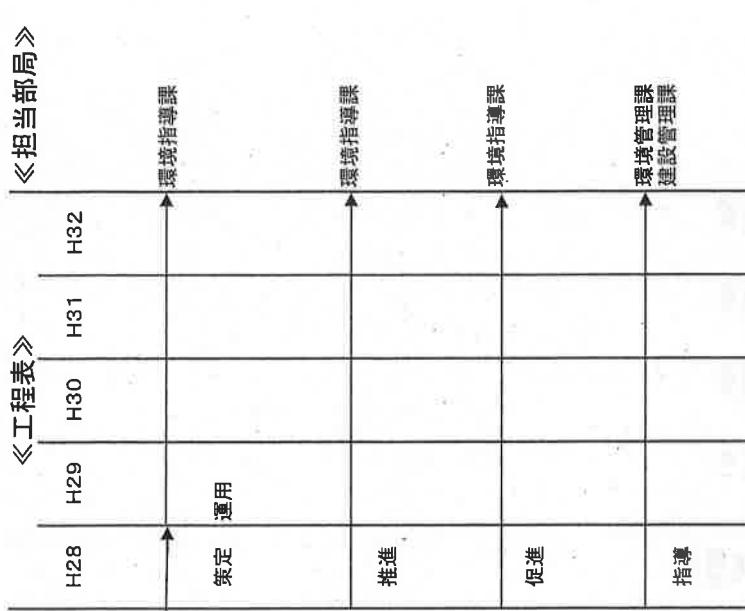
県災害廃棄物処理計画を推進し、市町村間の広域的な支援及び連携体制等を確保する。

③徳島県環境整備公社が策定した事業継続計画の促進

(一財)徳島県環境整備公社が策定した事業継続計画の適切な運用を促進する。

④被災建築物解体マニュアル(アスペクト対策)の作成・指導

被災建築物の解体時にアスペクトの飛散を防止するため、マニュアルを作成し、業者へ指導を行う。



⑤衛生・防疫体制の充実・強化

災害時ににおける感染症の発生の予防、拡大を防ぐために策定したマニュアルに基づき、衛生防疫体制の充実強化を図る。

⑥災害時・避難所における感染予防対策の支援(再掲)

災害発生時の避難所において感染予防対策を支援する「とくしま災害感染症専門チーム」メンバーの研修・訓練を定期的に行い、体制の充実強化を図る。

〈メンバーの研修・訓練等 1回以上／年〉

⑦衛生・防疫用資機材の整備

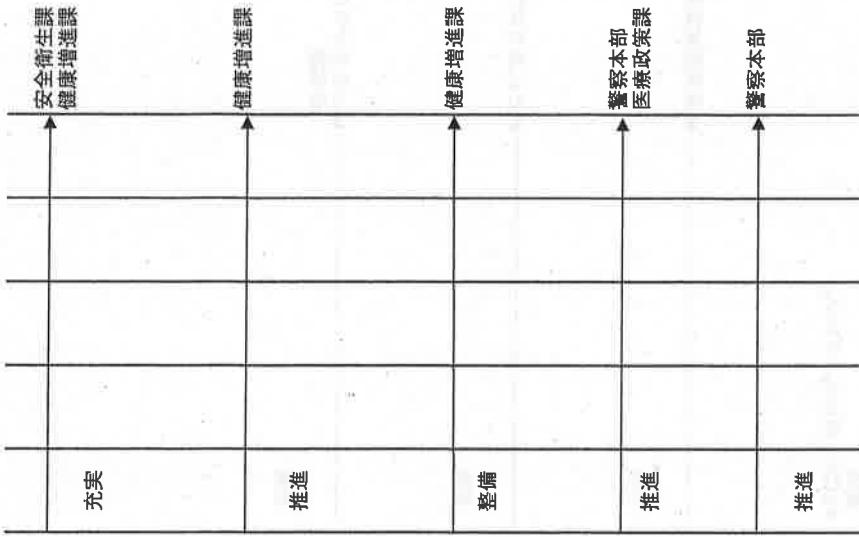
県・市町村の防疫用資機材の保有状況を把握し、塩化ベンザルコニウムなどの必要な資機材を整備する。

⑧遺体の身元確認等の体制づくりの推進

医師会や歯科医師会等関係機関と連携し、合同災害時遺体対応訓練を行うとともに、多数遺体の検視・検案・身元確認等に要する体制づくりを推進し、検視能力の向上を図る。

⑨遺体の検視用資機材の整備

不幸にも命を落とした被災者の尊厳に配慮した収容・検視を行うため、検視用資機材の整備を図る。



(5) 住宅確保・生活再建支援対策の推進

被災住宅や被災宅地の安全性を確認する被災建築物応急危険度判定士等の養成や技術向上を図るとともに、公営住宅の活用や応急仮設住宅など、被災者の住宅の確保を図るための対策を進めます。
また、被災者の生活再建をはじめ、心身の健康管理対策など、発災時から復興に至るまでの各段階において、被災状況に対応した支援を実施することにより、県民生活や地域コミュニティの早期回復を図ります。

【取り組み】

①被災建築物等の危険度判定士の確保

被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士を養成などにより確保する。また、県外からの判定士を円滑に受け入れられる体制を充実する。

<H22:353人 → 被災宅地危険度判定士→ H30:510人>

②「応急危険度判定実施マニュアル」の作成

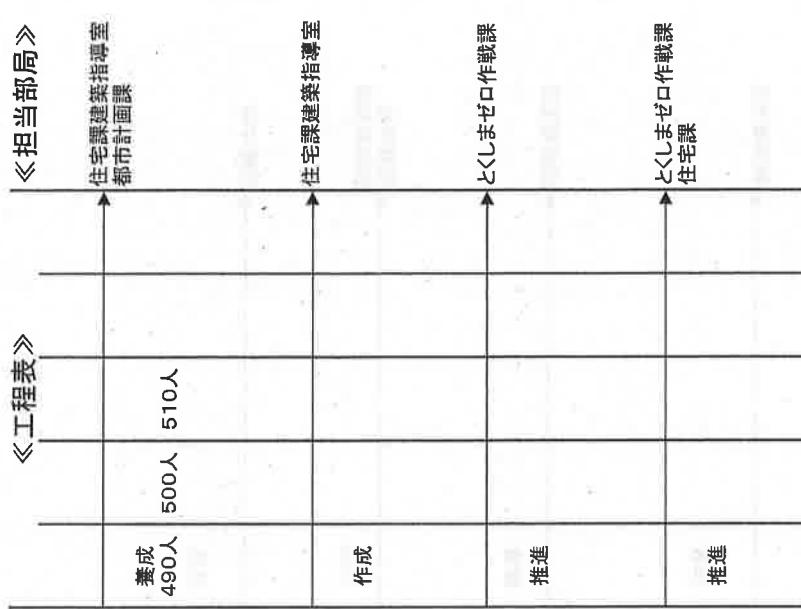
発災時に、被災建築物応急危険度判定士等が円滑な危険度判定を実施できるよう、市町村や県建築士会等と連携し、具体的な手続きを定める「応急危険度判定実施マニュアル」を作成する。

③応急仮設住宅建設の適地選定

県が行つた南海トラフ巨大地震の被害想定等を踏まえ、各市町村における応急仮設住宅建設の適地選定リストの見直しを行う。

④応急仮設住宅の建設及び運用に係るマニュアルの策定

被災市町村において、迅速に応急仮設住宅を建設し、円滑な入居等を得るようにするため、市町村に対してマニュアルの周知を図る。



⑤損害保険協会等との連携による地震保険の周知・啓発

地震保険等への加入を促進するため、防災フェスタに相談ブースを設置するなど、損害保険協会等と連携し、地震保険の周知・啓発を図る。

⑥「災害時保健衛生活動マニュアル」の普及啓発

災害時における保健衛生活動の指針となる「災害時保健衛生活動マニュアル」について、研修等を通じ、市町村や関係機関への周知に取り組む。

⑦学校教育活動の早期再開に向けた計画の検討

県立学校における大規模災害時の教育活動再開計画を策定するための検討を進める。

⑧被災児童生徒等(震災孤児等)に対する就学支援対策の検討

被災児童生徒等が、希望を持つて就学できるような経済的環境の支援や迅速な学用品等の供与など、就学支援対策を検討する。

⑨被災児童生徒等に対する心身両面からの支援体制の構築

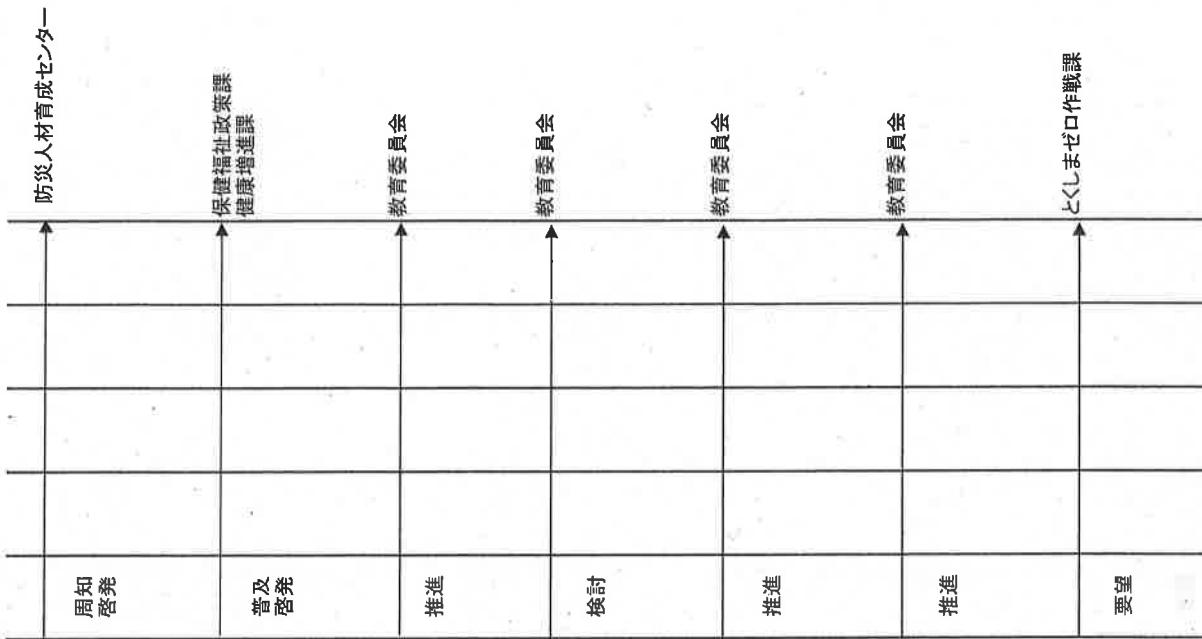
東日本大震災の教訓を踏まえ、本県における南海トラフ巨大地震を想定し、被災児童生徒等の心身ともに健康な学校生活を送れるような支援体制の構築を目指す。

⑩特別な支援を要する児童生徒に対する支援体制の推進

特別な支援を要する児童生徒等に対する支援体制を構築するとともに、研修等を通して対応する教員等の人材育成を図る。

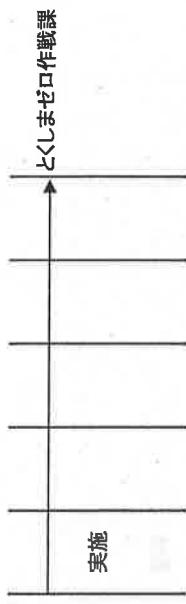
⑪被災者生活再建支援制度の充実に関する要望

被災者生活再建支援制度について、支給対象の拡大や被害認定方法の簡素化などを国に要望し、制度の充実を働きかける。



⑫被災者生活再建支援制度に関する研修の実施

被災者の早期の生活再建を支援するため、県や市町村において、被災者生活再建支援金の支給事務が適切かつ速やかに行うことができるよう研修等を実施し、支援制度の理解を深める。



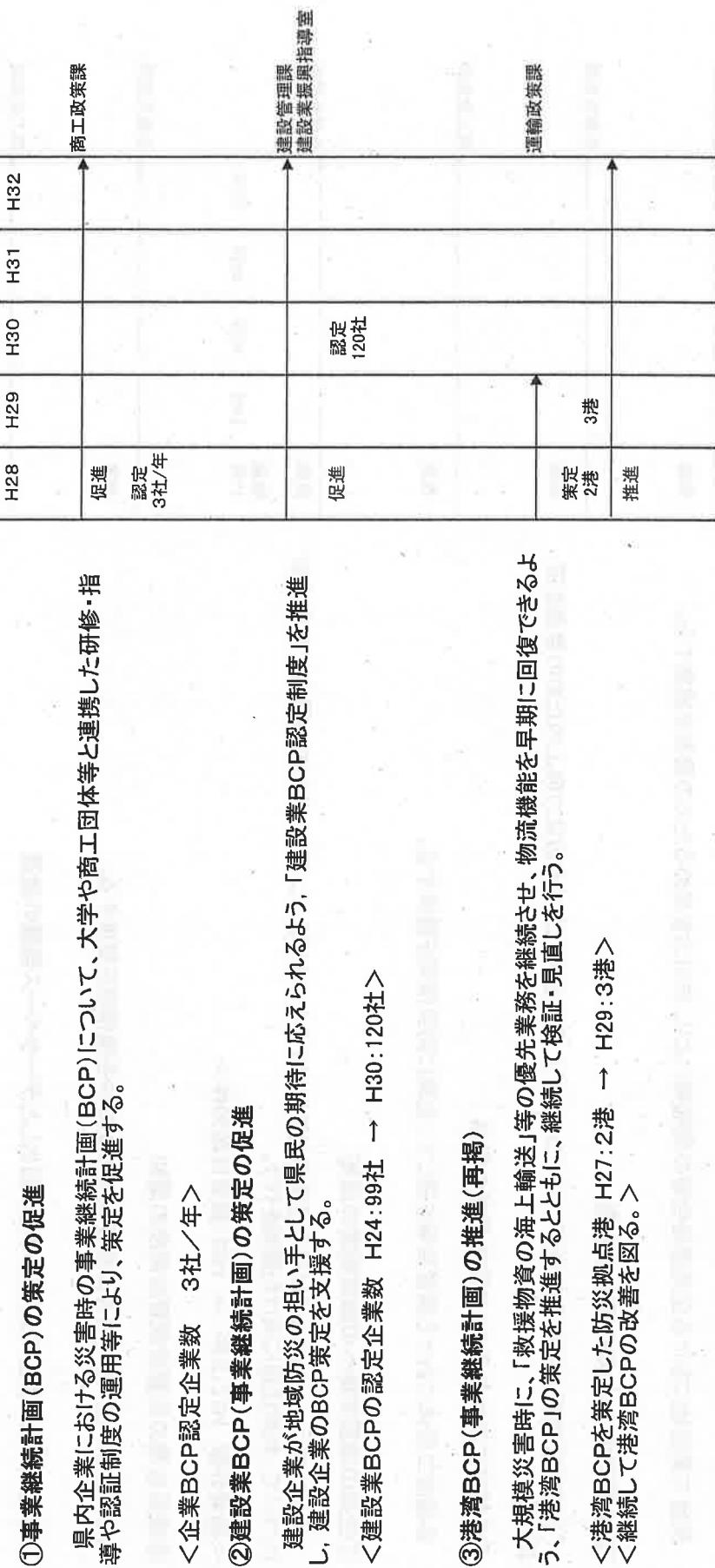
IV 進展する強靭な社会づくり

1 震災に強い産業対策・社会づくりの推進

(1) 企業における防災対策の推進

企業は、自らの被害を最小限に抑える取り組みを進めることはもとより、地域における応急・復旧作業などの「共助」の担い手としての役割も期待されています。このため、従業員の安全確保や二次災害の防止、事業継続計画(BCP)の策定等、企業における防災力強化のための取り組みを促進します。

【取り組み】



④企業連絡会等の開催による啓発の実施

県営工業団地における企業連絡会等の開催等により、防災力を高めるための啓発を実施する。

⑤「企業防災指針」等の啓発の実施

「企業防災指針」や「企業防災ガイドライン」により、県内企業における防災力向上のための啓発を実施する。

⑥各種商工団体を通じての防災情報の提供

各種商工団体における講習会等を通じて、企業に防災情報を提供する。

⑦企業の地震対策への融資制度の周知

中小企業による地震対策に係る設備投資を促進するため創設した、長期・低利の地震防災対策資金について、利用促進に向けた周知を行う。

<融資件数 H22:21件 → H32:融資件数50件>

⑧被災企業の災害対策資金制度の周知

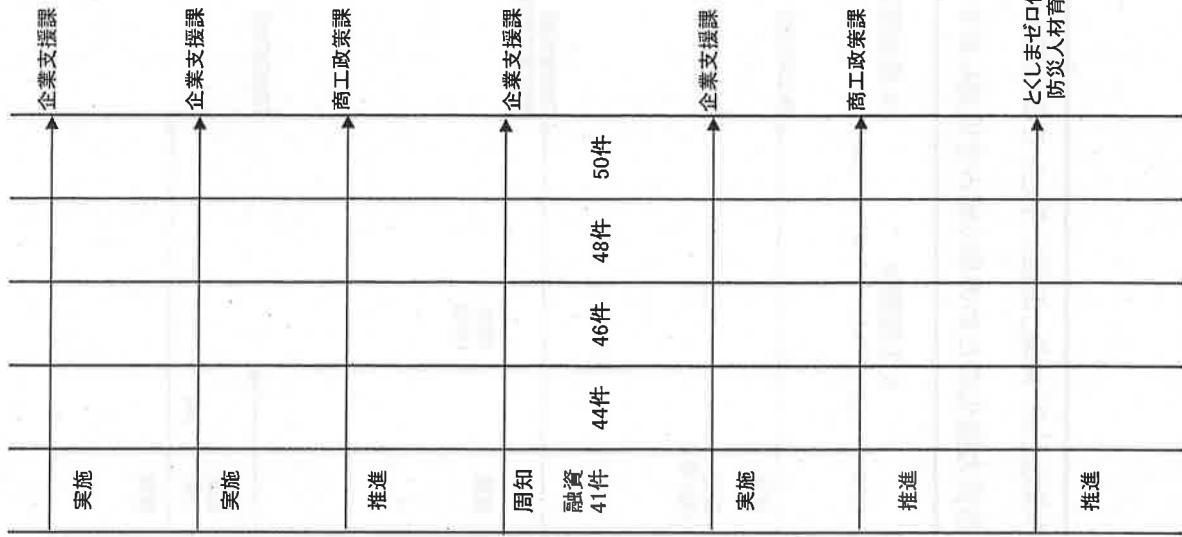
県内企業が被災した場合の融資制度の周知や各種情報を提供する。

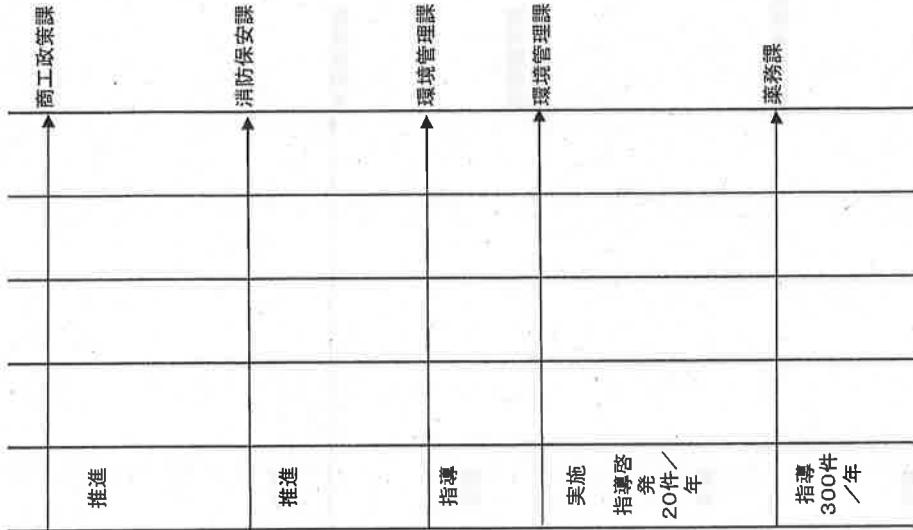
⑨各企業による支援可能情報等を集約化したデータベース整備の推進

各商工団体における講習会等を通じて、各企業による支援可能情報等を集約化したデータベース(災害支援ネットワーク)の整備を推進する。

⑩企業と自主防災組織等地域の連携強化の推進

企業や事業所に対して、災害時を想定し、平常時から自主防災組織や町内会等と「地域の一員」として、相互に助け合う連携強化の必要性についての啓発を推進する。





⑪ 率先避難企業の促進

発災時に、企業が中心となり率先して避難行動をとることで、周囲の方々に避難を促す行動への検証や意識づけを積極的に展開する。

②高圧ガス・火薬類災害予防のための自主保安体制の充実

各事業所における、地震災害時の対応計画等の策定を指導するとともに、対応計画の検証を行う。

＜毎年度全事業所を指導＞

⑬企業の化学物質保有状況調査等の実施

企業における化学物質の保有状況等を調査し把握するとともに、災害時の対処計画の策定を指導する。

⑭企業によるリスクコミュニケーションの推進

化学物質のリスクについて、企業が行う地域住民ニーズ(ヨシノ)に対するアプローチを示す。

＜事業所に対する指導・啓発20件／年＞

⑯ 塗物割物適正管理の指道・啓參の事例

毒物劇物の取扱・保管管理にて指道改収を行ふ。2次災害防止を図る。

事業所の指道300件／年>

(2) 農林水産業における防災対策の推進

津波や地盤沈下による農地の冠水・塩害被害を想定した対策の検討を行うとともに、農林水産施設の耐震化や漁村における津波対策のほか、BCP(事業継続計画)の策定等、被災からの早期復旧と業務の継続体制の確保を図ります。

【取り組み】

① 農業版BCP(業務継続計画)の策定

巨大地震による津波災害に備えるため、実地訓練等を通じて「農業版BCP」の実効性向上を図る。

② 早期排水機能復旧体制の整備

排水施設を管理している土地改良区等の統合整備を推進するとともに、排水機場の復旧に必要な資料のバックアップ等を行うことにより、被災が想定される施設の迅速な復旧、復旧後の運転管理も踏まえた体制整備を推進する。

〈事業所に対する指導・啓発 20件/年〉

③ 種苗の迅速な供給等、再生産が可能な体制の整備

南海トラフ巨大地震等大規模災害に備え、農林水産物の優良種苗確保や分散管理体制などについて検討する。

④ 漁村における「防災・減災力向上施策」に対する支援の実施

「漁協版BCP」に位置付けられた漁業集落単位で、漁港や海上での避難行動のルールづくり、水産版BCPの策定、避難施設の整備、情報伝達体制の構築などを柱とする「防災・減災力向上施策」に対する支援を実施する。

【取り組み】	〔工程表〕				〔担当部局〕
	H28	H29	H30	H31	
① 農業版BCP(業務継続計画)の策定	推進				農山漁村振興課 経営推進課
巨大地震による津波災害に備えるため、実地訓練等を通じて「農業版BCP」の実効性向上を図る。					農山漁村振興課
② 早期排水機能復旧体制の整備					農山漁村振興課 経営推進課
排水施設を管理している土地改良区等の統合整備を推進するとともに、排水機場の復旧に必要な資料のバックアップ等を行うことにより、被災が想定される施設の迅速な復旧、復旧後の運転管理も踏まえた体制整備を推進する。					農山漁村振興課
③ 種苗の迅速な供給等、再生産が可能な体制の整備					畜産振興課 経営推進課
南海トラフ巨大地震等大規模災害に備え、農林水産物の優良種苗確保や分散管理体制などについて検討する。					畜産振興課 経営推進課
④ 漁村における「防災・減災力向上施策」に対する支援の実施					水産振興課
「漁協版BCP」に位置付けられた漁業集落単位で、漁港や海上での避難行動のルールづくり、水産版BCPの策定、避難施設の整備、情報伝達体制の構築などを柱とする「防災・減災力向上施策」に対する支援を実施する。					水産振興課

⑤漁村における津波避難施設の整備、生産施設の耐震化等に対する支援(再掲)

漁業集落単位で、漁港や海上での避難行動のルールづくり、「漁協版BCP」の策定、「漁村防災・減災力向上計画」に位置づけられた避難施設・避難路の段差解消、手すりの設置等)の整備や生産・流通施設の耐震化等に対する支援を実施する。

⑥農林水産業関係団体におけるBCP(事業継続計画)策定の促進

県内各地域における中核的な事業組織体である農業協同組合等、農林水産業関係団体のBCP(事業継続計画)策定を促進する。

⑦復興用木材の安定供給・森林災害等の復旧体制整備の推進

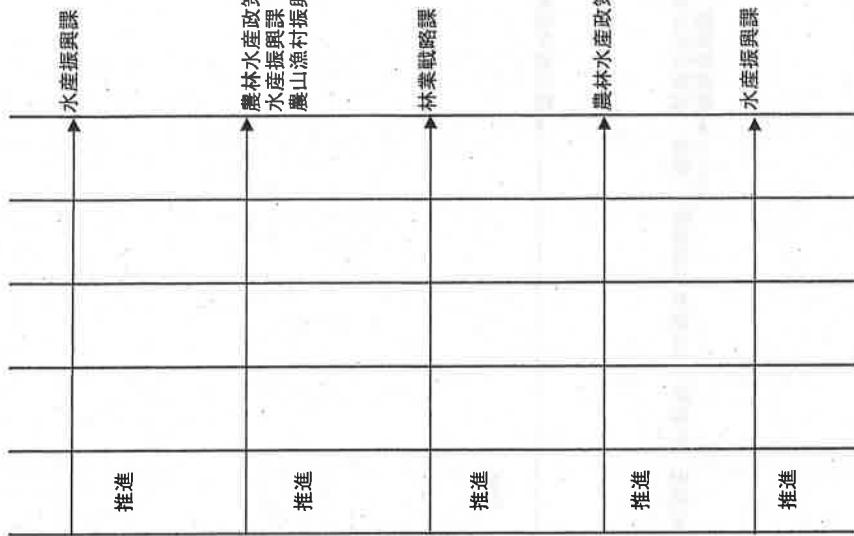
応急仮設住宅の供給等に資するMDF合板等木材の安定供給や、森林災害等の復旧作業に不可欠な先進林業機械、木材加工施設等の整備を支援する。

⑧被災農林水産業者の経営再建資金制度の周知

被災した県内農林水産業者が早期経営再建を図るための融資制度の周知や各種情報を提供する。

⑨漁業版BCPの推進

災害発生後、漁業の早期再開を図るために、「漁業版BCP」に基づき、事前対策を推進する。



(3) 災害に強い「自立・分散型エネルギー社会」の構築

太陽光や風力等の「自然エネルギー」の導入を促進し、「一極集中型」から「自立・分散型」への電力供給システムの転換を進めるなど、災害に強い「自立・分散型エネルギー社会」の構築を推進します。

【取り組み】

①次世代エコカーによる災害時の電力供給

防災拠点や避難所への次世代エコカーによる電力供給の取組みを拡大する。

<平成30年度 全市町村>

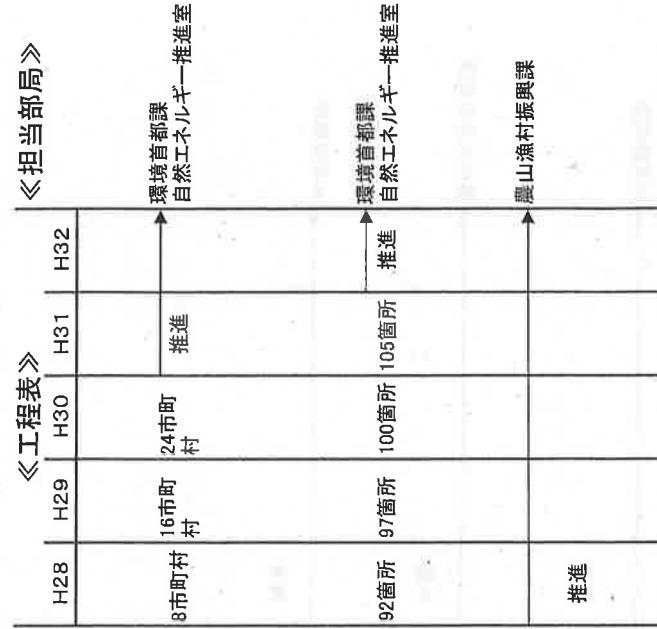
②自然エネルギーによる災害時の電力確保

防災拠点や避難所へ太陽光パネルを設置する。

<平成31年度 105箇所>

③自然エネルギーによる農業水利施設等への電源確保の検討

自然エネルギーを利用して、農業施設の維持管理費の軽減を図るとともに、災害による停電時に農業水利施設等への電力供給を行つたため、必要な調査を実施する。



(4) 公共施設の長寿命化計画の推進

1 震災に強い産業対策・社会づくりの推進

国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るために、国や地方公共団体等が「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進します。

【取り組み】

①漁港施設の老朽化対策の推進

漁港施設の機能の強化または回復を行うための老朽化対策に着手する。

<老朽化対策工事に着手した漁港施設数 H25:2箇所→H32:8箇所>

②漁港海岸保全施設の老朽化対策の推進

漁港海岸保全施設の機能の強化または回復を行うための老朽化対策に着手する。

<老朽化対策計画に着手した漁港海岸施設数 H25:0箇所→H32:11箇所>

③道路施設の老朽化対策の推進

道路施設の長寿命化計画に基づく計画的な修繕を実施し、効果的な老朽化対策を推進する。

<老朽化対策に着手した道路施設(橋梁・トンネル等)H25:161施設 → 32年度までに373施設着手>

④県営住宅の老朽化対策の推進

県営住宅の老朽化に備え、必要な機能を維持しつつ、将来の改良・更新コストを抑制するため、老朽化対策を推進する。

<老朽化対策に着手した県営住宅数(累計)H27 17団地→ H32 27団地(H27年度廃止の11団地を除く)>

【取り組み】	«工程表»				担当部局
	H28	H29	H30	H31	
①漁港施設の老朽化対策の推進	推進 5箇所	6箇所	7箇所	7箇所	農山漁村振興課
②漁港海岸保全施設の老朽化対策の推進					農山漁村振興課
③道路施設の老朽化対策の推進	推進 4箇所	7箇所	11箇所	11箇所	道路整備課
④県営住宅の老朽化対策の推進	推進 252箇所	283箇所	317箇所	342箇所	373箇所 住宅課
	推進 19団地	21団地	23団地	25団地	27団地

⑤長寿命化計画の策定

公共施設の老朽化に備え、構造物の長寿命化計画を策定する。

＜平成30年度に全ての公共土木施設の長寿命化計画策定＞

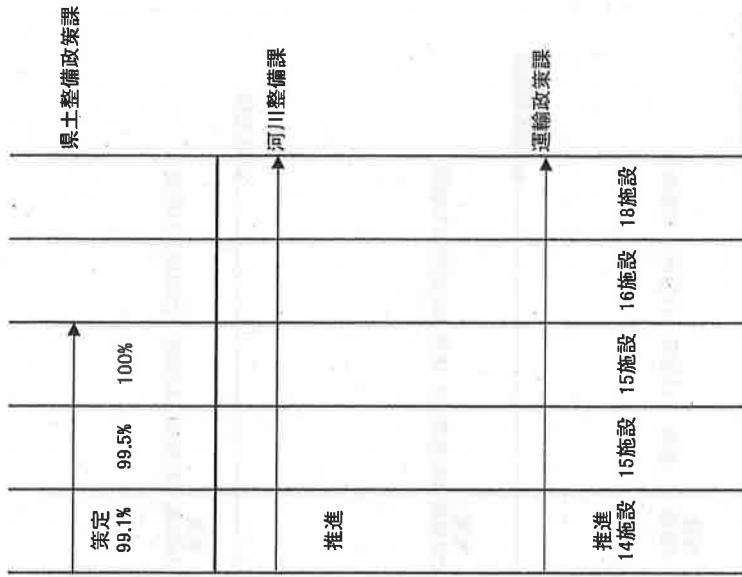
⑥河川管理施設(排水機場等)の老朽化対策の推進

大規模で重要度の高い河川管理施設(26施設)の機能の強化または回復を行うための老朽化対策を推進する。

⑦港湾施設の機能低下を防止することによる減災対策の推進

早期復興の一翼となるべく、港湾施設の機能低下を防止するため、長寿命化計画に基づいた計画的な老朽化対策を推進する。

＜老朽化対策に着手した港湾施設数 累計 H27:14施設→H32:18施設＞



2 地靈に強いまちづくりの推進

(1) 木造住宅等の耐震化の促進

昭和56年以前に建築され、耐震性が不十分な建築物については、地盤による強い揺れにより倒壊の可能性があります。このため、「自助」(自分の命は自分で守る)として、住宅等の所有者には、その危険性を認識し、耐震化に取り組むことが強く求められています。また、住宅等の耐震化の気運を醸成するための普及啓発や耐震相談等を実施するとともに、倒壊のおそれのある木造住宅等の耐震診断や耐震改修を積極的に支援します。

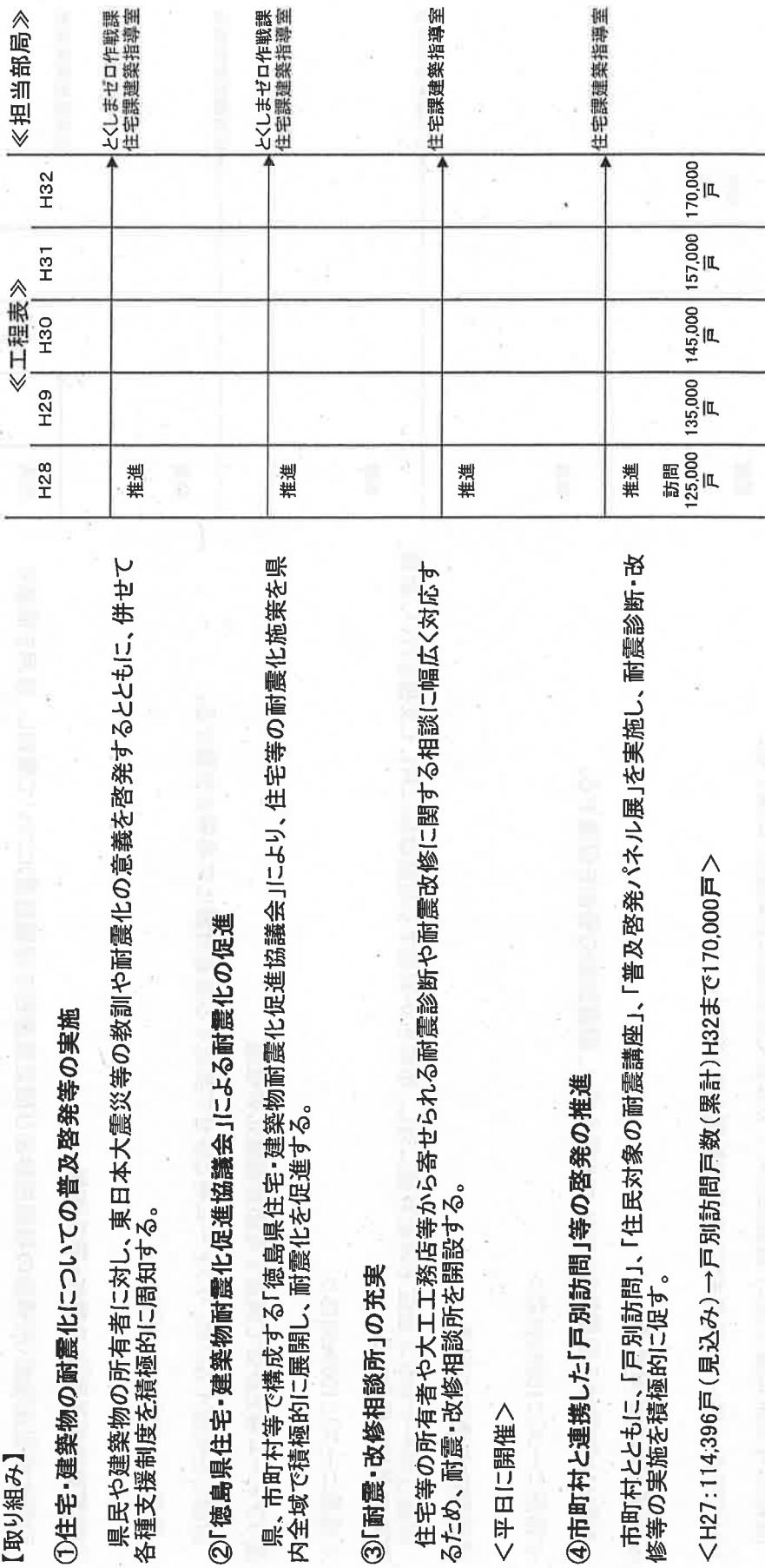
【取り組み】

- ①住宅・建築物の耐震化についての普及啓発等の実施
県民や建築物の所有者に対し、東日本大震災等の教訓各種支援制度を積極的に周知する。

県民や建築物の所有者に対し、東日本大震災等の教訓や耐震化の意義を啓発するとともに、併せて各種支援制度を積極的に周知する。

②「徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会」による耐震化の促進

-86-



⑤住宅の耐震化の促進

昭和56年以前に建てられ、耐震性が不十分な住宅の耐震化を支援し、促進する。

<H25時点：77%→32年度までに住宅の耐震化率100%>

⑥耐震診断受診の促進

市町村が実施する耐震診断に対して支援を行い、耐震診断の受診を促進する。

<県民ニーズに100%対応>

⑦耐震改修実施の促進

耐震性が不十分な木造住宅の所有者に対し、市町村が実施する耐震改修に対して支援を行い、耐震改修の実施を促進する。

<県民ニーズに100%対応>

⑧リフォーム等と併せて実施する簡易耐震化の促進

耐震化を促進するため、リフォーム等と併せて実施する簡易耐震化工事等を支援する。

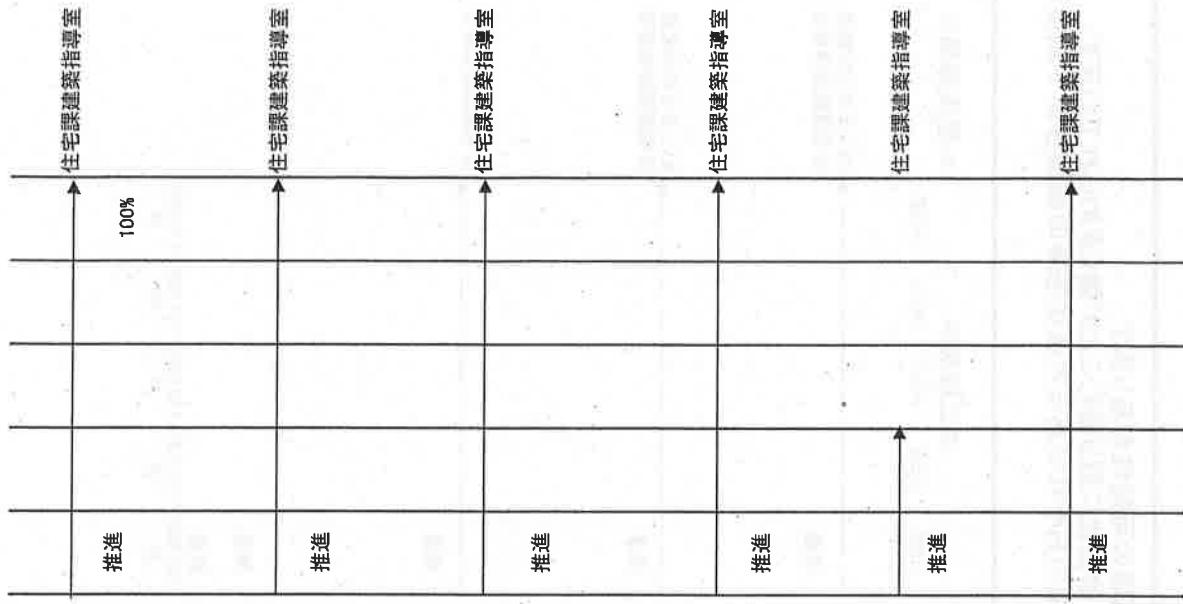
<県民ニーズに100%対応>

⑨耐震改修促進税制の周知・普及啓発

耐震改修促進税制(所得税の税額控除及び固定資産税の減額措置)について周知し、活用を促進する。

⑩木造住宅の建替えの際の耐震化支援

耐震診断で、「倒壊する可能性がある」と判定された木造住宅の建替えの際の「県から指定を受けた金融機関」における「優遇貸付制度」について周知する。



⑪特定の民間建築物の耐震化の促進

耐震改修促進法の改正により、新たに耐震診断・報告が義務づけられた特定の民間建築物がある全ての市町村に、補助制度の創設・拡充を促す。

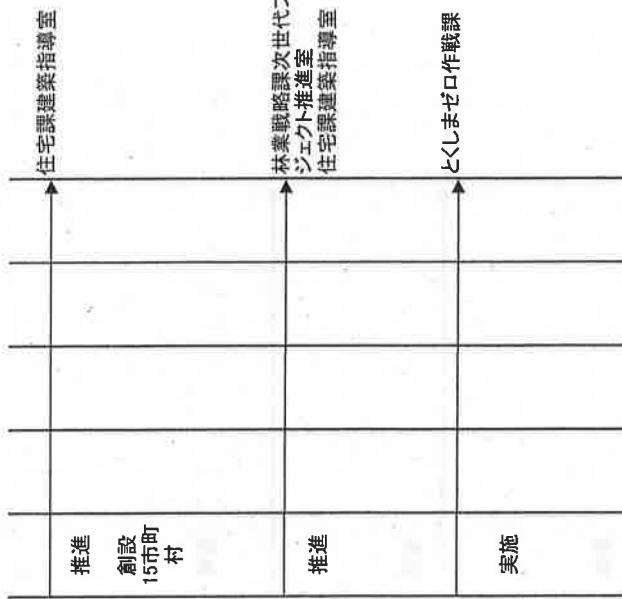
<診断義務付け建築物への補助制度創設市町村数 H27:12市町→H28:15市町>

⑫県産木材を利用した「耐震シェルター」の普及推進

県産木材を利用した耐震シェルターの開発について、関連団体と連携して普及を図る。

⑬家具類の転倒防止対策の啓発の推進

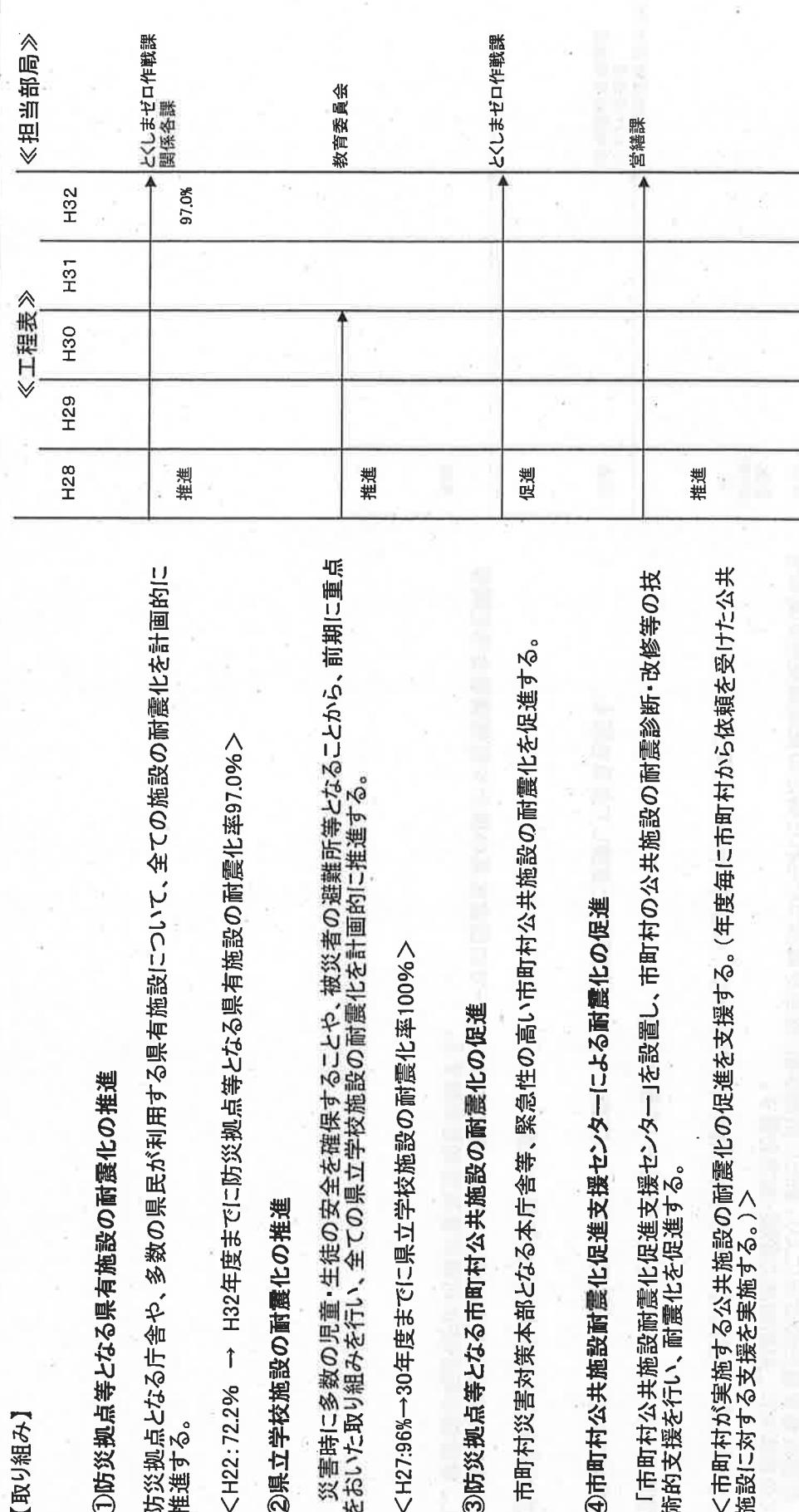
家屋内での安全性を確保するため、県立防災センターでの固定金具の展示や各種講習会等を開催し、家具類の転倒防止対策の普及啓発を実施する。



(2) 公共建築物等の耐震化の推進

災害時に、重要な防災拠点や被災者の避難所等となる、昭和56年以前の耐震性がない県や市町村の公共施設等については、耐震性を確保する必要があります。
このため、県有施設の計画的な耐震化を推進するとともに、小中学校や社会福祉施設等公共施設の耐震化を促進します。

【取り組み】



⑤社会福祉施設の耐震化の促進

入所者の安全を確保するため、社会福祉施設の耐震化を促進する。

⑥文化財の耐震化の促進

「文化財災害対応マニュアル」により、市町村・所有者等に文化財の耐震化についての意識向上を図る。また、文化財巡視により、所有者等への注意喚起をする。

The diagram consists of two parallel horizontal lines representing a spectrum. The left line is labeled "促進" (Promotion) at its end and "子ども・子育て支援室" (Child and Family Support Room) at its start. The right line is labeled "推進" (Advancement) at its end and "教育委員会" (Education Committee) at its start. Arrows point from the labels towards the center of each line.

(3) 大規模地震を想定した都市計画等の推進

大規模地震が発生した場合でも、住民の避難行動や救助・救出等災害応急活動に支障が発生しないよう、建築物の窓ガラス・外装タイル等の落下防止対策や不燃化対策、市街地のブロック塀等の倒壊防止対策を促進します。また、避難場所となる公園等オープンスペースの整備を図るなど、大規模地震を想定したまちづくりを進めます。

【取り組み】

①建築物の窓ガラスや外装タイル等の改善指導の実施

3階建て以上の建築物で道路に面した部分について、地震時に落下の危険性のある窓ガラスや外装タイル等を調査し、基準に適合しない場合は改善指導を行う。

②大規模盛土造成地の調査結果の公表

大規模盛土造成地の有無等を調査し、住民への情報提供をホームページ等で行うことにより、防災意識の向上を図る。

〈大規模盛土造成地の調査結果の公表率 H30:100%〉

③ブロック塀や石垣等の改善指導の実施

道路に面し地震時に倒壊の危険性のある、高さ1.2mを超えるブロック塀・石垣等を調査し、基準に適合しない場合は改善指導を行う。

④建築基準法に基づく市街地の建築物の不燃化対策の促進

建築基準法に基づく指導や検査により、防火・準防火・屋根不燃地域内の建築物の不燃化対策を促進する。

⑤造成宅地の危険擁壁の改善指導の実施

建築基準法に規定された擁壁(高さ2m以上)について、パトロールにより危険な擁壁の発見に努め、改善指導を行う。

⑥危険造成宅地の増加防止

都市計画法に基づく開発許可審査時に大規模盛土の安全性を確認することにより、新たな危険造成宅地の増加を防止する。

⑦被災時の避難路の確保（再掲）

津波避難困難地域の解消をはじめ、地域の安全性を確保するため、老朽化して危険な空き家・空き建築物の除却や市町村における空き家等対策計画の策定を支援し、災害に強いまちづくりを推進する。

<平成30年度までに老朽危険空き家840戸除去>

⑧共同溝（電線類の地中化）の整備の推進

電線類の地中化を計画的に進め、電気・通信等の安定したライフラインの確保を推進する。

<H25：11.0km → 30年度までに11.8kmを整備>

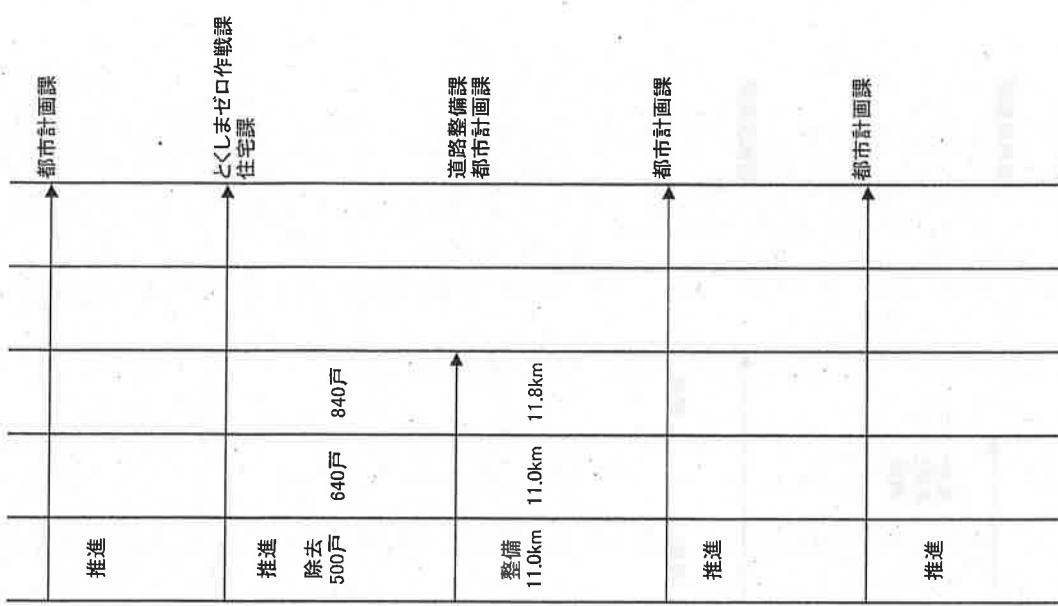
⑨防災機能を持った公園等オープニングベースの整備の推進（公園施設の防災拠点機能の強化）

災害時に救援救護活動や、復旧のための資機材・物資輸送の中継基地のほか、周辺地域の避難場所等、防災拠点として機能する公園の拠点機能の強化を推進する。

⑩防災・減災に資する鉄道高架事業の推進

踏切の除去による道路交通の円滑化及び津波浸水が想定される鉄道沿線地域において、避難路や救援路、一時避難場所などの機能確保を図るため、徳島市が実施するまちづくりと一体となって、鉄道高架事業を推進する。

<用地買収中>



⑪「都市計画区域マスター プラン」の見直し

徳島東部及び南部圏域の都市計画区域マスター プランの見直し等により、防災・減災対策を土台に据え、安全で快適に暮らせる効率的な都市形成を推進する。

<29年度までに徳島東部及び南部圏域の都市計画区域マスター プランの策定>

⑫「市町都市計画マスター プラン」の策定・見直しを促進

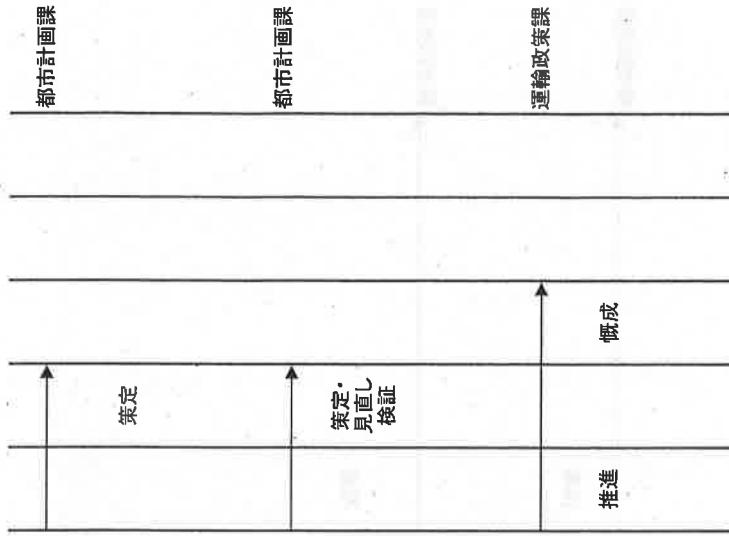
防災減災対策を踏まえた市町都市計画マスター プランの策定に向け、未策定の市町の支援を行うとともに、上位計画となる「都市計画区域マスター プラン」の見直しにより、各市町における見直しについて検証を推進する。

<29年度までに策定(2市町)・見直し検証(12市町)>

⑬津波浸水に対応した埋立造成

徳島小松島港津田地区における「津田地区活性化計画」に基づき、地域の防災力を高める。

<「津田地区活性化計画」の実現に向けた土地造成 H27:計画策定→H30:埋立造成>



(4) 公共土木施設等の地震対策の推進

大規模な地震が発生した場合、河川、港湾、漁港などの公共土木施設等が、その機能を十分に発揮できるよう、岸壁などの現状を把握するとともに、緊急度の高いものから耐震化を進めます。

【取り組み】

①国直轄事業による防災拠点港の岸壁の耐震化及び海上輸送拠点となる港湾施設の整備の促進
地震の揺れによる液状化等に対応するため、防災拠点港岸壁の耐震化及び海上輸送拠点となる港湾施設の整備を促進する。

②ため池ハザードマップの作成の推進

決壊すると多大な影響を与えるため池ハザードマップの作成を推進する。

<H32年度までに120箇所(累計)実施>

③漁港施設の耐震化の推進

地震・津波等に対する漁港及び背後集落の安全確保のため、漁港施設の耐震診断結果等に基づき、地盤・地震・津波対策の整備を推進する。

<漁港施設の耐震化着手数 H25:2箇所 → H32:5箇所>

④海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進(再掲)

海岸保全基本計画及び河川整備計画に基づき、緊急を要する海岸・河川堤防の整備を推進する。

<海岸・河川堤防の地震・津波対策の実施数 H25:8箇所→H32:25箇所>

	「工程表」			「担当部局」	
	H28	H29	H30	H31	H32
①国直轄事業による防災拠点港の岸壁の耐震化及び海上輸送拠点となる港湾施設の整備の促進 地震の揺れによる液状化等に対応するため、防災拠点港岸壁の耐震化及び海上輸送拠点となる港湾施設の整備を促進する。			促進		農業基盤課 運輸政策課
②ため池ハザードマップの作成の推進 決壊すると多大な影響を与えるため池ハザードマップの作成を推進する。					農業基盤課
<H32年度までに120箇所(累計)実施>	実施 88箇所	96箇所	104箇所	112箇所	120箇所
③漁港施設の耐震化の推進 地震・津波等に対する漁港及び背後集落の安全確保のため、漁港施設の耐震診断結果等に基づき、地盤・地震・津波対策の整備を推進する。	整備 4箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所
<漁港施設の耐震化着手数 H25:2箇所 → H32:5箇所>					農山漁村振興課
④海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進(再掲) 海岸保全基本計画及び河川整備計画に基づき、緊急を要する海岸・河川堤防の整備を推進する。	推進 17箇所	19箇所	21箇所	23箇所	25箇所
<海岸・河川堤防の地震・津波対策の実施数 H25:8箇所→H32:25箇所>					河川整備課 運輸政策課 農業基盤課 農山漁村振興課

⑤堤防、護岸、湾口防波堤等の整備の推進(林野海岸)(再掲)

海岸保全基本計画に基づき、林野海岸(潮害防備保安林)における、施設の点検、施設の点検、機能強化や防潮林の整備を推進する。

＜毎年4海岸の施設点検を推進＞

⑥国直轄事業による海岸堤防の整備の促進(再掲)

撫養港海岸において、堤防の液状化対策や老朽化対策を促進する。

⑦国直轄事業による河川管理施設の整備の促進(再掲)

国直轄管理河川である吉野川、那賀川などにおいて、河川堤防の耐震対策や水門・樋門の自動化・遠隔操作化などを促進する。

⑧水門・樋門等の自動化・閉鎖の推進(再掲)

海岸及び河川における水門・樋門等の自動化・閉鎖を推進する。

＜水門・樋門等の自動化・閉鎖の実施数 H25:38%→H32:48%＞

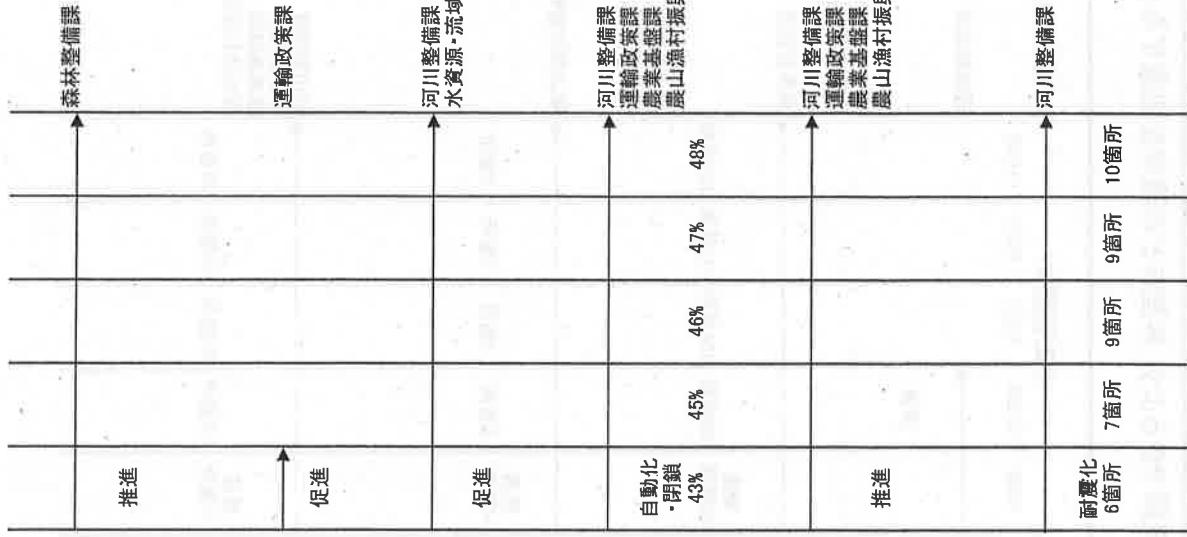
⑨迅速な陸こう等閉鎖のための運用の見直し(再掲)

常時閉鎖化を進めつつ、地震発生後、速やかに陸こうを閉鎖するため、陸こう等の運用の見直しを行う。

⑩河川水門の耐震化の推進(再掲)

津波の週上が想定される河川において、緊急を要する河川水門の耐震化を推進する。

＜河川水門の耐震化実施箇所数 H25:4箇所→H32:10箇所＞



①農業用ため池の整備の推進

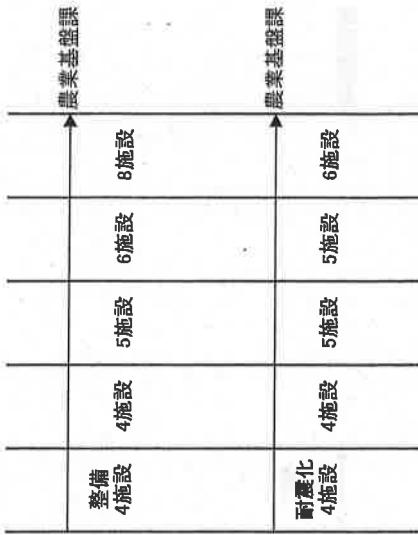
農業用ため池について、緊急点検の結果を踏まえ、老朽化したため池の計画的な整備を実施する。

<H28:4施設 → H32:8施設>

②土地改良施設の耐震化の推進

土地改良施設について、耐震診断の実施した結果、耐震改修が必要な施設の計画的な耐震化を推進する。

<H28:4施設 → H32:6施設>



(5) 土砂災害対策の推進

2 地震に強いまちづくりの推進

本県は山地が多く、全面積のおよそ8割を占めており、地すべりやがけ崩れ等の危険箇所への土砂災害対策が必要です。このため、緊急度の高い危険箇所における被害拡大防止対策を実施します。また、これらの危険箇所に関する情報を県民に提供し、県民自らが身を守るために取り組みを推進します。

【取り組み】

① 土砂災害の危険性のある人家の保全対策の実施

災害時要援護者関連施設等の保全や、近年土砂災害が発生した緊急度の高い箇所における、被害拡大防止対策を重点的に実施する。

<H28:2,300戸 → H32:2,500戸保全する。>

② 土砂災害の危険性のある要配慮者利用施設及び避難所の保全

土砂災害の危険性のある要配慮者利用施設及び避難所を保全する。

<保全した要配慮者利用施設及び避難所数 H25年度269施設 → H32年度310施設>

③ 土砂災害防止法に基づく基礎調査の推進

土砂災害防止法に基づく基礎調査を推進する。

<平成28年度に実施率100%>

【取り組み】		《工程表》			《担当部局》	
		H28	H29	H30	H31	H32
① 土砂災害の危険性のある人家の保全対策の実施	災害時要援護者関連施設等の保全や、近年土砂災害が発生した緊急度の高い箇所における、被害拡大防止対策を重点的に実施する。	保全 2,300戸		2,350戸	2,400戸	2,450戸 2,500戸
② 土砂災害の危険性のある要配慮者利用施設及び避難所の保全	土砂災害の危険性のある要配慮者利用施設及び避難所を保全する。					砂防災課
③ 土砂災害防止法に基づく基礎調査の推進	土砂災害防止法に基づく基礎調査を推進する。	実施 280施設	293施設	305施設	310施設	310施設 砂防災課
						実施 100%

④市町村が行う土砂災害啓発マップの公表

市町村が行う土砂災害啓発マップを公表する。

<平成29年度の公表率100%>

⑤地震後の土砂災害危険箇所等緊急点検マニュアルの運用

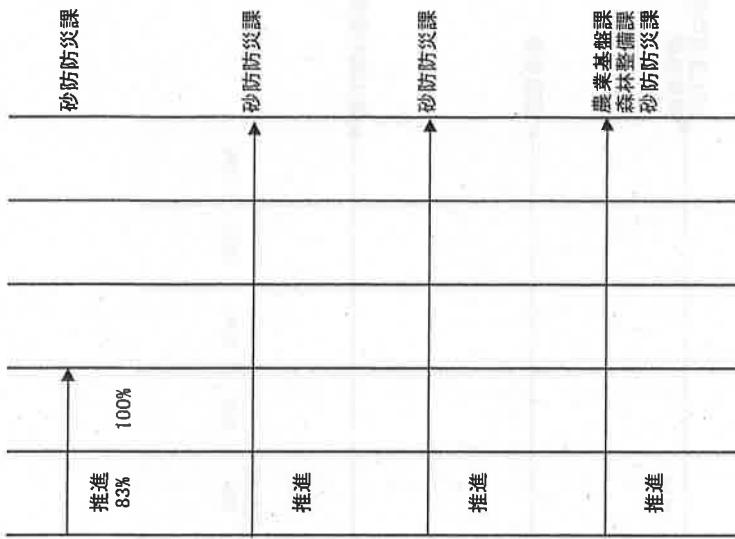
地震発生により危険性が高まる恐れのある土砂災害危険箇所の的確な対応や砂防堰堤等砂防設備の速やかな機能復旧を行うため、緊急点検の実施マニュアルを適切に運用する。

⑥河道閉塞等の大規模土砂災害に対する訓練の実施(直轄砂防)

河道閉塞等の大規模土砂災害に対する緊急対応を迅速かつ的確に行うために、直轄砂防事務所、四国4県、関係市町村が連携して対応訓練を実施する。

⑦深層崩壊対策の推進

深層崩壊対策として、国土交通省や農林水産省をはじめとする関係機関とともに、迅速かつ円滑な避難を確保するためのハード、ソフト両面の対策を推進する。



V 立ち上がる復興まちづくり

(1)復興まちづくりの検討

南海トラフ巨大地震等大規模地震が発生した場合、全県にわたり甚大な被害をもたらすことが想定されます。このため、東日本大震災の被災自治体の取り組みを参考に、復興計画の検討項目の洗い出しありや策定手順を明らかにすることにより、復興に早期着手するための取り組みを進めます。

【取り組み】

①東日本大震災の被災自治体の復興計画等の情報収集・分析

被災地の自治体が策定する「復興計画」の内容や計画策定までの経過、手法等の情報を収集・分析する。

②南海トラフ巨大地震を想定した早期復興のための検討

被災地の自治体から得られる復興に関する教訓や課題を踏まえ、本県における南海トラフ巨大地震を想定した復興計画の検討項目や策定手順、復興のための組織等体制等について検討を行う。

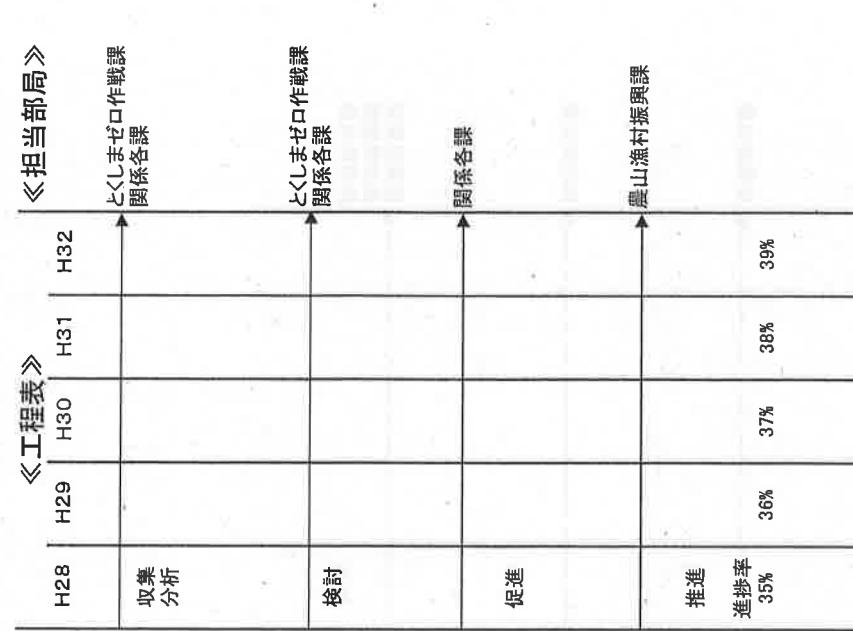
③各分野の関係機関・団体等における、復興のための検討の促進

医療・福祉をはじめ、商工業、農林水産業、建設業など、各分野を代表する関係機関・団体等において、南海トラフ巨大地震で被災した際の迅速な復興に向けた検討を促進

④地籍調査の推進

震災等の大規模災害に備え、土地の境界を正確に復元でき、迅速な復興が可能となるよう、地籍調査を推進する。

<H22:29% → 32年度までに進捗率39%>



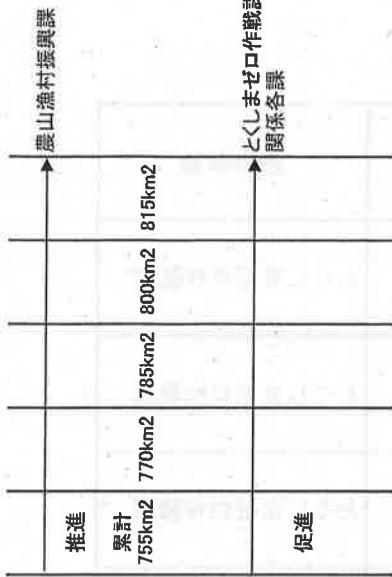
⑤防災・減災関連エリアの地籍調査の推進

防災・減災関連の「重点エリア」の地籍調査の推進を図る。

<H24:683km² → 32年度までに 累計815km²>

⑥事前復興計画の策定の促進

震災からの復旧及び復興を計画的かつ円滑に推進するため、市町村の事前復興計画の策定を促進する。



参考資料（完了事業）

101事業

I 地震津波対策の計画的な推進

番号	取り組み	達成の理由	担当部局
1	「地震津波減災対策検討委員会」による抜本対策の検討	23年度に設置済	とくしまゼロ作戦課
2	「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」の制定	24年度に制定済	とくしまゼロ作戦課
3	特定活断層調査区域の指定	25年度に指定済	とくしまゼロ作戦課
4	津波防災地域づくり法に規定する津波災害警戒区域等の指定	25年度に津波災害警戒区域を指定済	とくしまゼロ作戦課 関係各課
5	「市町村による津波防災地域づくり法に規定する推進計画」の作成の支援	25年度に推進計画作成指針を策定済	とくしまゼロ作戦課 関係各課
6	国土強靭化地域計画の策定	26年度に策定済	とくしまゼロ作戦課 関係各課
7	三連動地震を想定した「津波高暫定値（暫定浸水予測図）」の公表	23年度に公表済	とくしまゼロ作戦課
8	「津波浸水予測調査」の実施	24年度に公表済	とくしまゼロ作戦課
9	「地震動被害想定調査」の実施	24年度に公表済	とくしまゼロ作戦課
10	「中央構造線活断層帯」の位置図の公表	24年度に公表済	とくしまゼロ作戦課

II 「助かる命を助ける」防災・減災対策の推進

番号	取り組み	達成の理由	担当部局
1	防災マップによる啓発活動の促進	25年度までに全市町村で見直し済	とくしまゼロ作戦課
2	文化財ハザードマップの作成	計画どおり平成25年度に作成して関係市町に配布するとともに、市町村教育委員会担当者の会議で毎年、周知しているため。	教育委員会
3	防災教育推進モデル校による防災教育の実践	事業が目的を達成し平成22年度で完了した。	教育委員会
4	「学校・家庭・地域連携支援スペシャリスト」の養成	養成目標20人を上回る41人を養成。各スペシャリストは、地域で活動を展開するなど、事業の目的を達成した。	教育委員会
5	インターネットを活用した防災教育の推進	「学校防災管理マニュアル」等の学校・教職員への電子配信による普及啓発の目的を達成した。	教育委員会
6	「地域連携防災教育推進モデル事業」の実施	平成25年度に事業終了	防災人材育成センター
7	NPOとの連携による防災教育の実践	平成24年度に事業終了	防災人材育成センター
8	学校防災管理マニュアルの修正・運用	「学校防災管理マニュアル」の改訂、及び学校防災管理体制の改善という目的を達成し、各学校で防災マニュアル運用が適切に実施されている。	教育委員会
9	防災人材育成センターの設置	平成24年度に設置済	防災人材育成センター
10	「震災対策推進パートナー」の育成	H25年度末に525人登録により目標を達成。さらに、新規採用職員を始めとする県職員等に「地域防災推進員養成研修」の受講による「防災士」資格取得を推進し、地域防災力の強化を図っているため。	防災人材育成センター
11	自主防災組織の活動の活性化（「集団の活力評価法」の導入）	「活動の活性化」については、分野別項目1(4)の①と統合。	防災人材育成センター
12	「県災害ボランティア受入れマニュアル」の見直し	平成25年度に「徳島県災害ボランティア活動支援方針」の見直しを行ったため	地域福祉課

1 3	家具類の転倒防止対策に関する啓発ホームページ開設	2 3 年度に開設済	とくしまゼロ作戦課
1 4	都市公園施設の耐震化の推進	事業が当初の目的を達成し完了したため [H26年度末までに耐震化率100%達成]	都市計画課
1 5	市町村立等小中学校施設の耐震化の促進	H 2 7 年度の進捗状況は約 9 9 % とほぼ目標を達成している。 残り 1 % については、個別事情のあるものであり、県の行動計画の取り組みとすることに馴染まないため。 未耐震施設は 1 1 棟 5 校で、9 棟 4 校は既に事業に着手しており、H 3 0 年度には完了予定。2 棟 1 校については、市所有の隣接する社会教育施設との耐震対策を今後総合的に計画するため整備完了は未定である。	総務課 教育委員会
1 6	市町村振興資金による小中学校施設の耐震化の促進	事業が当初の目的をほぼ達成したため。なお、小中学校施設の耐震化については、「とくしま強靭化推進資金」において、引き続き、貸付対象となっている。	市町村課
1 7	県営住宅の耐震化の推進	H27. 7月に耐震性のない住棟を用途廃止し、県営住宅の耐震化が完了したため	住宅課
1 8	災害拠点病院の耐震化の促進	災害拠点病院の耐震化率100%を達成したため（県立病院についても耐震化は完了している）	医療政策課 病院局
1 9	防災機能を持った公園等オープンスペースの整備の推進（農村公園の整備の推進）	19年度に整備が完了し目的を達成し、今後施設の整備予定が無いため、廃止とする。	農山漁村振興課
2 0	防災機能を持った公園等オープンスペースの整備の推進（港湾地域におけるオープンスペースの整備）	平成 2 2 年 3 月に完成したため。 (北緑地 : マリンピア)	運輸政策課
2 1	堤防、護岸、湾口防波堤等の整備の推進（港湾海岸）	事業統合のため	河川整備課 運輸政策課 農業基盤課 農山漁村振興課
2 2	堤防、護岸、湾口防波堤等の整備の推進（漁港や漁港海岸）	事業統合のため	河川整備課 運輸政策課 農山漁村振興課 農業基盤課
2 3	堤防、護岸、湾口防波堤等の整備の推進（河川海岸）	事業統合のため	河川整備課 運輸政策課 農業基盤課 農山漁村振興課

2 4	東日本大震災の「液状化」の被害状況や対策等の調査・検討	調査・検討済	とくしまゼロ作戦課 関係各課
2 5	「地震動被害想定調査」による「液状化予想マップ」の作成・公表	2 4 年度に公表済	とくしまゼロ作戦課
2 6	「液状化」に関する啓発の推進	「液状化予想マップ」の作成・公表済 「とくしまー〇(ゼロ)作戦」防災出前講座や県立防災センターの各種講座等で広く県民に啓発	とくしまゼロ作戦課
2 7	土砂災害警戒区域等における防災意識啓発の実施	数値目標を達成したため。	砂防防災課
2 8	津波ハザードマップによる啓発活動の促進	津波ハザードマップ見直し・配布済	とくしまゼロ作戦課
2 9	沿岸市町における津波ハザードマップの見直しの支援	2 5 年度までに沿岸全市町で見直し済	とくしまゼロ作戦課
3 0	「海上避難ガイドマップ」の作成	平成 2 5 年度に策定	水産振興課
3 1	津波高標示等による啓発活動の促進	津波浸水想定及び津波災害警戒区域と基準水位を指定・公表済	とくしまゼロ作戦課
3 2	地域避難場所等の標高調査の実施	2 4 年度に公表済	とくしまゼロ作戦課
3 3	津波避難ビル表示板の設置の促進	2 4 年度に設置済	とくしまゼロ作戦課
3 4	市町の「津波避難計画」見直しの促進	2 5 年度までに沿岸全市町で見直し済	とくしまゼロ作戦課
3 5	身近な避難路、避難場所の整備への支援	2 3 年度に「津波から命を守る緊急総合対策事業」を創設済	とくしまゼロ作戦課 森林整備課
3 6	津波避難タワー等の整備の推進	2 3 年度に「津波から命を守る緊急総合対策事業」を創設済	とくしまゼロ作戦課
3 7	港湾における津波避難施設の整備の推進	津波避難施設が 2 7 年度内完成予定のため。	運輸政策課

3 8	県南地域におけるL E D 避難誘導施設等の設置促進	当初の目標を達成したため。 また、今後の取組みについては、「津波一時避難場所における機能強化の促進」として促進に努める。	南部総合県民局
3 9	緊急地震速報受信端末等の県有施設への整備	整備達成による	とくしまゼロ作戦課
4 0	観光客等に対する情報伝達方法の検討	【統合（解消）】後期計画における体系の変更があつたことから、取り組み内容を他の取り組み内容と統合し、今後とも活動を継続することとした。	とくしまゼロ作戦課 南部総合県民局
4 1	比較的発生頻度の高い津波（L1津波）の水位設定と施設の整備計画の策定	「海岸保全基本計画」改定済	河川整備課 運輸政策課 農業基盤課 農山漁村振興課
4 2	「徳島県防災・危機管理センター」の設置	整備達成による	とくしまゼロ作戦課
4 3	「県地域防災計画」に基づく「個別災害対応業務実施マニュアル」の作成	作成達成による	とくしまゼロ作戦課 関係各課
4 4	県有施設におけるヘリサインの整備	・県立学校においては、事業が当初の目的を達成し完了したため。 ・整備を予定していた南部圏域の県有施設（美波庁舎、南部防災館等）については、平成24年度に整備を終了しているため。	教育委員会 南部総合県民局 とくしまゼロ作戦課
4 5	団員確保等による消防団の充実強化	消防団員の確保推進に事業統合	消防保安課
4 6	防災拠点ともなる「自動車運転免許センター」の整備推進	平成25年度に「自動車運転免許センター」の整備が完了し、当初の目的を達成したため。	警察本部
4 7	県立中央病院・三好病院におけるヘリポート整備	県立中央病院・三好病院ともにヘリポートが完成し、整備が完了したため	病院局
4 8	地域における防災拠点施設の整備の検討	西部地域の防災拠点や、津波被害が想定される沿岸地域の後方支援拠点となる「西部健康防災公園」の整備目標H28着工が設定されたため。	関係各課
4 9	県南部の防災拠点施設の整備	「徳島県立南部防災館」については、平成21年度に完成し、平成22年5月より開館されており、整備は終了しているため。	とくしまゼロ作戦課 南部総合県民局
5 0	総合情報通信ネットワークシステムの再整備	平成27年度に整備完了	とくしまゼロ作戦課
5 1	「災害時情報共有システム」の開発・機能強化・運用	新規事業に統合	とくしまゼロ作戦課

5 2	「情報ネットワーク基盤」の再整備	新規事業に統合	とくしまゼロ作戦課
5 3	各警察署等における衛星携帯電話の整備	各警察署等への整備が当初の目的を達成したため。	警察本部
5 4	藍場町地下駐車場における緊急地震速報等非常通報装置の設置	平成24年度に設置完了したため	企業局
5 5	「関西広域応援・受援実施要綱」の制定	制定達成による	とくしまゼロ作戦課
5 6	「徳島県広域防災活動計画」の見直し	平成27年度に策定済	とくしまゼロ作戦課
5 7	高速道路会社との連携強化	平成24年3月22日に、徳島県と西日本高速道路（株）の間で、「大規模災害発生時における相互協力協定」のさらなる連携・協力体制の強化を図ることを目的に「変更協定」及び「細目協定」を締結し、目標を達成したため。	道路政策課 高規格道路課
5 8	工業用水道の広域応援体制の強化	平成24年度に協定を締結したため	企業局
5 9	文化財カルテの作成	対象となる個人所有の有形文化財、有形民俗文化財のうち、所有者の理解があるものは作成できたため。	教育委員会
6 0	大規模災害時における公金安定供給機能の確保	財務会計システムのバックアップセンター機能については、防災拠点情報ネットワーク災害対策強化事業で整備されたデータセンターに全面移行し、当初の目的を達成したため。	出納局
6 1	警察本部及び各警察署におけるBCPの策定	平成24年度に「徳島県警察大規模災害対応業務継続計画」を策定し、当初の目的を達成したため。	警察本部
6 2	広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)の整備促進	広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)の整備が完了したため	医療政策課
6 3	災害時緊急医薬品等の備蓄計画の策定	当計画はH23～H25年に慢性疾患用医薬品を追加備蓄するものであり、すでに達成されている。今後は、戦略的災害医療プロジェクトの検討を踏まえ、備蓄場所、備蓄数量を見直すなど、備蓄医薬品の供給体制の充実強化を図ることとする。	薬務課
6 4	災害拠点病院の防災用設備の整備	災害拠点病院の防災用設備の整備が完了したため（県立病院についても防災用設備の整備は概ね完了している）	医療政策課 病院局

6 5	「災害支援病院」の指定の促進	「災害支援病院」の指定が完了したため	医療政策課
6 6	地すべり対策事業と併せて行う「臨時ヘリポート」の整備促進	事業が当初の目標を達成したため。 [3箇所整備済]	砂防防災課 道路整備課 西部総合県民局
6 7	津波一時避難場所における機能強化の促進	23年度に「津波から命を守る緊急総合対策事業」を創設済 県立学校においては、事業が当初の目的を達成し完了したため。	とくしまゼロ作戦課 南部総合県民局施 教育委員会
6 8	「路面対空標示」の整備推進	事業が当初の目的を達成し完了したため。 [県管理の主要幹線道路（補助国道）の計画区間（L=約248km）で整備済]	道路整備課
6 9	緊急輸送路の見直し	平成24年度に緊急輸送道路ネットワーク計画を見直し、徳島県地域防災計画に反映済。	道路整備課
7 0	「災害時要援護者支援対策マニュアル」の見直し	平成25年度に「災害時要援護者支援対策マニュアル」の見直しを行ったため	地域福祉課
7 1	在宅要援護者の避難支援体制づくりの促進	災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定めることとなったため	地域福祉課 障がい福祉課 長寿生きがい課
7 2	災害時障がい者支援のためのハンドブックの作成	ハンドブックの作成が完了したため。今後は、当該ハンドブックを用い障がい特性に対する理解等を深めるため支援者向けの研修を行う。	障がい福祉課
7 3	発達障がい者に対する災害時支援体制の整備・啓発の推進	「発達障がい者防災ハンドブック」を作成し、啓発イベント等において県民への周知を図った。今後は、支援体制の充実・強化のため人材育成を行う。	発達障がい者総合支援センター
7 4	災害時要援護者関連施設に係る土砂災害警戒区域の指定	数値目標を達成し完了したため。	砂防防災課

III 生活の質（QOL）を重視した被災者支援対策

番号	取り組み	達成の理由	担当部局
1	避難所における仮設トイレ等の確保体制の促進	関係団体との支援協定の締結により、当初の目的を達成し完了したため	水・環境課
2	避難所における「こころのケア」体制づくりの推進	「災害派遣精神医療チーム」の人材の養成に引き継がれるため	健康増進課
3	救援物資等の備蓄・輸送体制の確立（救援物資等の備蓄・輸送体制の確立）	施策の統合のため	とくしまゼロ作戦課
4	救援物資等の輸送体制の確立（物資輸送に係る民間事業者等との連携の検討）	施策の統合のため	とくしまゼロ作戦課
5	水道応急対策の促進（県の「水道応急対策行動計画」の策定）	H18年度に策定されたため、項目を一元化しH28からの推進を図る。	安全衛生課
6	水道応急対策の促進（市町村における「水道応急対策行動計画」の策定）	H22年度までに全市町村で策定されたため、項目を一元化しH28からの推進を図る。	安全衛生課
7	下水道施設の整備の推進	残った処理場については、今後の汚水処理構想の見直しにより、整備の必要性が当面無くなる見込みであるため	水・環境課
8	工業用水道における資材備蓄倉庫の整備	平成24年度に整備	企業局
9	「企業局地震対策事業継続計画」の策定・見直し	平成22年度に策定、平成24年度に見直しをしたため	企業局
10	工業用水道緊急対策研究会の設置	平成23年度に設置・研究	企業局
11	アスベスト等情報の消防機関等への提供	事業の目的が達成したため	消防保安課
12	住宅等の空き情報の提供（公営住宅の空き情報提供システムの構築・情報提供）	事業が当初の目的を達成したため	住宅課

13	住宅等の空き情報の提供 (民間賃貸住宅の登録・閲覧システムの構築・情報提供)	事業が当初の目的を達成したため	住宅課
14	災害時「こころのケア」体制づくりの推進	「災害派遣精神医療チーム」の人材の養成に引き継がれるため	健康増進課

IV 震災に強い産業対策・社会づくりの推進

番号	取り組み	達成の理由	担当部局
1	除塩対策実証実験の実施	除塩対策実証実験の結果を「農業版BCP」の別冊「津波・塩害からの営農再開マニュアル」へ反映し、当初の目的を達成したため	経営推進課
2	GIS（地図情報システム）を用いた「早期災害復旧システム」の構築	24年度に構築し目的を達成したため、廃止とする。	農山漁村振興課
3	「自然エネルギー立県とくしま推進戦略」の策定・推進	当初計画の期間が完了したため。	環境首都課 自然エネルギー推進室

「とくしまー〇（ゼロ）作戦」地震対策行動計画
(徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画)

編集・発行 徳島県危機管理部とくしまゼロ作戦課
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電話 088-621-2297
ファクシミリ 088-621-2849
E-Mail tokushimazerosakusenka@pref.tokushima.lg.jp
